

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和4年12月15日（木）

午前10時01分～午後2時35分

場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	三階 道雄	副委員長	岸田 めぐみ
	委員	安斉 きみ子	委員	斎藤 せいや
	委員	大野 まさき	委員	石山 ひろあき

出席説明員	くらしと文化部長	古谷 真美	スポーツ振興課長	私市 敬
	子ども青少年部長	本多 剛史	子育て支援課長	植田 威史
	公立保育園担当課長	田坂 清子	子ども家庭支援センター長	田島 佐知子
	児童青少年課長	石山 正弘	子育て・若者政策担当課長	水野 誠
	教育部長	鈴木 恭智	教育部参事	細谷 俊太郎
			教育指導課長事務取扱	
	教育振興課長	加藤 大輔	社会教育・文化財担当課長	齊藤 義照
	図書館長	横倉 妙子	教育協働担当課長	室井 裕之

案 件

件 名	審 査 結 果
1 4 陳情第 1 2 号 教育施設においてゲノム編集トマトの苗を受け取らないことを求める陳情	採択すべきもの
2 4 陳情第 1 3 号 多摩市和田などの地域に、病児・病後児保育室を再開することを求める陳情	趣旨採択すべきもの
3 第 1 0 3 議案 多摩市図書館条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 所管事務調査 GIGAスクール構想について	継続調査
5 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市立複合文化施設等大規模改修工事に関する改修概要について	文化施策担当
2 大谷戸公園キャンプ練習場の利用料金改定等について	スポーツ振興課
3 テニスコート人工芝マイクロプラスチック流出抑制対策の実施状況について	スポーツ振興課
4 総合体育館レストラン運営の見直しについて	スポーツ振興課
5 令和 5 年度 4 月 1 次認可保育所等入所申請について	子育て支援課
6 令和 4 年度第 3 回多摩市子ども・子育て会議の概要について ①子ども・子育て会議委員の改選について ②ヤングケアラー実態調査の実施について ③高校生等医療費助成事業の創設について ④「多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会」の検討状況について	子育て・若者政策担当 子育て・若者政策担当 子育て支援課 子ども家庭支援センター
7 令和 4 年度 児童虐待防止啓発活動 経過報告	子ども家庭支援センター
8 令和 5 年多摩市二十歳の祝賀祭について	児童青少年課
9 令和 5 年度学童クラブ入所申請について	児童青少年課
10 令和 4 年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について	教育振興課
11 多摩第三小学校建替事業第一回地域懇談会報告について	教育振興課

12	都指定史跡用地に関する申し出について	社会教育・文化財担当
13	旧多摩聖蹟記念館の内部塗装工事に伴う休館について	社会教育・文化財担当
14	令和4年度小学校水泳指導外部委託事業の試行に関する検証について	教育指導課
15	I C Tと健康に関するアンケート調査の集計結果について（令和4年7月度実施）	教育指導課
16	不登校に関する講演会について	教育指導課
17	多摩市立中央図書館管理運営方針の決定について	図書館

子ども教育常任委員会

令和4年12月15日（木）

午前10時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第12号 教育施設においてゲノム編集のトマトの苗を受け取らないことを求める陳情を議題とする。

なお、4陳情第12号については署名の追加があったので、事務局より報告をさせていただく。

山本議会事務局次長 4陳情第12号について、これまでの署名は0名だった。本日までに追加の提出が191名あった。合計して191名である。

以上である。

三階委員長 なお、本件について陳情者から資料の提出があった。席上に配付しているので、ご確認をお願いします。

本件の陳情については、同じ内容の陳情が教育委員会にも提出され、審議されている。どのような議論があったのか、市側からの説明をお願いします。

鈴木教育部長 今、委員長から指示いただいた教育委員会での審議経過についてご報告申し上げます。

教育委員会にも同趣旨の請願が10月28日に提出され、教育委員会として受理をした。その後、直近である11月7日、教育委員会第19回定例会及び11月21日に開催した第20回定例会、こちらにて本件については審議を図った。

審議の経過である。まず、1回目の第19回定例会の中では、冒頭、陳情者、請願という形で受け取らせていただいているが、陳情者から陳情理由についてご説明いただいた後、審議に入っている。

ポイントをご説明する。第19回の会議の中では、まず、教育委員のほうからサナテックシード社というところが実際に学校にトマトを配布するという何か約束のようなものがあるのかと、事務局に確認を求められた。

こちらについては、多摩市内の小・中学校にサナテックシード社から何か

働きかけがあったという事実はないということで、教育委員会事務局で答弁をしている。

そのほか、別の教育委員から、このゲノム編集トマトについて国等は何か規制をしているのかという問いがあった。

これに対して、ゲノム編集食品については、安全確保の手段として基本的に厚生労働省への届出を経て、安全性に関する公表の手续が行われるといった、手続を経て出てくるものということで、本件については、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会）、こちらで審議が図られたことをご報告している。

それから、そもそもこの普通のトマトとゲノム編集をわざわざしたトマトは、何が違うのかという問いをいただいた。

事務局で調べられた範囲でお答えをしている。ゲノム編集をして、GABAと呼ばれるアミノ酸の一つだが、こちらの抑制性の神経伝達物質、こちらをふやすということで、高血圧の方、血圧上昇の抑制とかストレス緩和、そういうものがあるとされているということをご報告をしている。

それからまた教育委員からだが、多摩市内の小学校、中学校などに、当該株式会社から、直接的な連絡があったかと確認を求められた。

こちらについては、教育委員会事務局で全小・中学校に事前に確認をしていた。トマトの苗の配布についてといったところでは、各学校に話は来ていないということを確認したということをご報告している。初回であったので、本件について各教育委員が少し調べたり、調査をする時間が必要ということで、第19回は継続審議とさせていただいた。

続けて、11月21日に開催した第20回定例会、重なるところは申しわけない、省略させていただく。第19回と同様のご質疑もあったが、取り立てては、当該株式会社が小学校に配布する計画だということについて、これが事実なのかどうか、この会社がどんな会社なのかということでお問い合わせをいただいた。

こちらについては、2021年9月9日に掲載されたホームページにあるお知らせの中に、2021年9月8日、9日に開催されたイベントで、同社の会長が登壇した際の資料というところで、無償配布計画について掲載

があったということをご報告をしている。

それから、当該株式会社についてだが、こちらについては、筑波大学の国際産学連携本部のホームページを見たところということで、筑波大学発のベンチャーとして平成30年4月に設立された会社ということで、以降、詳細は省略させていただくが、事務局のほうから、ホームページで収集した情報をご提供させていただいている。

それから、本請願の中で、独立した研究者により証明がされているわけではないと書いてあるが、これについてはどうかというような趣旨で教育委員から質疑があった。

第19回と重なる部分があるが、事務局は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会）で検討された結果、自然界または従来の変種改良でも起こり得る範囲の遺伝子の変化が生じているものということで、遺伝子組換え食品には該当しないと判断されているということについてご報告をしている。なお、本トマトについては、当該審議会では、届出及び情報公開の後に流通が可能になるということで記載があった旨もご報告をした。

それから、無償配布をするという働きかけは、今のところないかということをご報告した。これを第20回でも教育委員会から確認を求められている。この間も含めて教育委員会事務局で確認している中で教育委員会事務局には届いていない。それから校長会を通じて全校確認したところでも、学校にはそのような情報は届いていないということをご報告している。

それから、第20回の教育委員会の中では、外部の機関等から、小・中学校に無償提供の申出があった場合、教育委員会としてはどう対応するべきか、現在ルールがあるのかということを確認された。

基本的には寄贈物品が、多摩市立学校物品管理規則というものがあるが、そちらの備品等に該当する場合は、教育委員会を通じて、受入れの手続が必要になってくるということをご説明をしている。

それから、教育委員としての意見が幾つかあった。これまでのご報告している内容の質疑の後、この企業から具体的に提供するというものについて、この苗がどうだというような説明がない段階では判断しかねるというよう

な意見の表出があった。

それから別の教育委員からは、もう少し具体的なものが出てきた時点で、今回こういうことが教育委員会で話題になったということは、各校長とも共有をしてほしいということで事務局には指示をいただいたところである。

こういった議論の結果、最終的には採決に及んだところで、本請願を採択することに賛成の方の挙手はなかった。したがって、教育委員会としては、不採択という結論に達したところである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

岸田委員 先ほど教育部長より説明いただいたが、向こうの事業者のほうからの働きかけはなかったということを確認したということだったが、この会社のホームページを見ると、小学校をはじめとする希望する教育現場に苗や飼料を無償でご提供していると、現在個別に手を挙げたところに、そういう苗あるいは飼料を無償で提供しているようなのだが、市内の小・中学校の中で働きかけはなかったが、自ら希望して苗を提供してもらったといった事実はあるのかどうか確認させてほしい。

鈴木教育部長 確認している中では、教育委員会事務局として把握している中ではない。また、昨日、定例の校長会を開催している。本請願に対する教育委員会としての審議結果並びに先ほど申し上げた当該ゲノム編集のトマト等が、学校側に申出があったときには教育委員会事務局と相談をしてほしいということで、各校長先生には周知徹底をさせていただいたところである。

岸田委員 苗とは少し離れるが、子どもに提供されることを陳情者のほうはすごく懸念されているが、学校給食のことについてちょっと伺いたい。今、遺伝子組換え食品は極力わかる範囲では使用していないということで、また、ゲノム編集食品についても同じくちょっと確認をしたいが、もし表示があった場合、給食センターのほうでは遺伝子組換え食品に類する食品であるといったことで、導入しない食品として扱っているといった認識でいいかどうか、確認させてほしい。

鈴木教育部長 遺伝子組換え食品については、学校給食では使用しないとルールを決めている。ゲノム編集については、国の審査結果等を見つつというところで、ただ、これまでも議場でもご答弁させていただいているが、遺伝子組換え食

品、それに類するものについては、積極的な利用は避けるというのが教育委員会としての原則である。

岸田委員 先ほど説明してもらったとおり、ゲノム編集食品の安全性の評価を従来の育種技術でも起こり得るリスクにとどまるものと国のほうはしていると思うが、実際、保護者、あるいは市民、子どもたちの中ではこのゲノム編集食品の安全性についてどう受け取っているか、教育委員会がどのように認識されているのか伺いたい。

鈴木教育部長 教育部長としてご答弁させていただくが、市民、保護者、生徒・児童、やはり危険なものは口にしたくないと考えていらっしゃると思うが、教育委員会では考えている。なので、教育委員会あるいは学校現場の中で、子どもたちあるいは保護者、地域の方に提供する、特に口に入るものについては、そういったものを避けるということが大前提だと思う。

岸田委員 このトマトの苗を実際に受け取るか受け取らないかというのは学校現場のほうで判断されると東京都の教育委員会も答えていて、教育委員会のほうで今回不採択ということもあったが、危険かもしれないものを口にしたくないといった認識をされているトマトの苗をあえて使って、やはり苗を使って育てるとするのは教育効果のほうで認識されているからこそ、あえていろいろな苗がある中で提供があったときに使うと思うが、その教育効果のほうについては、どういうふうに教育委員会のほうでは認識されているのか。

鈴木教育部長 植物に限らず学校では小動物であったり、幾つかの学校ではヤギを飼ったりということ、やはり命を育む、あるいはそれを育てるということ、支えていくということに対して子どもたちの情操的な部分、あるいは生き物の観察、あるいは飼育等々をして、様々な場面で教育効果は期待できている。

ただ、今回の請願の中で出ているトマトを現時点で多摩市内の学校で使う予定はないし、具体的に多摩市の学校に対して、どうぞ使ってほしいという働きかけは確認できていないので、通常植物等の栽培、アサガオであったり、ゴーヤであったりということは従来どおり取り組んでいく考えである。

岸田委員 実はこちらでお伺いしたのはこのゲノム編集のトマトの苗を受け取るか受け取らないかということについて、各自治体に団体さんが調査を行っていて、その中で豊島区のほうははっきりと受け取らないといった態度を示されている。その理由として各学校で十分に教育効果を精査して使用するためとされている。

先ほど教育委員会のほうから、この審議した内容についても校長会で共有してほしいと言われて共有したといったお話もあったが、実際に申出が出たときに判断される校長先生、学校に情報を議会での議論も共有してほしいと思うが、その点についてはいかがだろうか。

鈴木教育部長 審議会での議論については、校長会等でも共有をしていきたいが、この後どのような議論がされるのかによって、その内容についてお伝えをさせていただきたいと思う。

安齊委員 先ほど教育委員会で審議された主な論点とかについてご報告があった。その中で市教委、これはホームページとか様々な調査の中で、国の見解を基本的には踏襲すると考えていらっしゃるんだなと私は推察したところなのだが、私もこういう陳情が出てきて、苗の問題についてはずっと前も議会に出されたので、そのたびに勉強するが、なかなか難しいと思うわけだが、ゲノム編集食品というのはいわゆる遺伝子を切ったり張ったりということで、本来持つ性質をそれを変えていくというのがゲノム編集技術だと私も学んだが、また、こうしたことで生まれる食品がゲノム編集食品だということである。

一方、遺伝子組換えの場合はその挿入した遺伝子をずっと生かし続けるということが前提で、なので、こちらのほうについては先ほど教育部長のほうからもお話があったように、きちんと審査をしなければいけないわけである。

今度のこのゲノム編集については、実はやはりアメリカがその先を行っていて、遺伝子組換え食品については先ほど言ったように申請、審査、承認という手続が必要なのだが、ゲノム編集食品についてはこのプロセスを外すことにしたと。

今、先ほど厚生労働省の中の審議会の中で、きちんと安全性は確認されて

いるというお話だったが、事実は違うのではないかと私は思っている。日本政府の対応、アメリカのこの政策をそのまま受け流しているのではないかと思うわけなのだが、環境省、農林水産省、厚生労働省は食品安全及び環境影響の審査をきちんと行ってはいないと、届出も任意だと、生産流通を容認していると私は受け止めているが、その辺りについてのご見解を伺いたい。

鈴木教育部長 2点論点があったかと思う。まず、1点は教育委員会が国のことをただうのみにして判断したのではないかというご指摘については、教育部長として当たらないと思っている。先ほどご説明した教育委員会第19回、第20回の議論の中での議論がされたところである。その中で最終的に不採択になったわけだが、教育委員から判断材料として、この企業がどうして小学校にトマトの苗を配布しなければいけないのか、それが何を目的としているのか、そして当該のトマトというものはどういうものであるかという説明がない中で、それをやめてほしいと判断するにも判断のしようがないと、こういった議論が繰り返されている。

また、国のほうだが、委員の皆さんも審議会での経過は見られていると思うが、公開されているものの中では新しいバイオテクノロジーでつくられた食品についての中で、ゲノム編集の際に予期せぬ変異は起きないかという問いに、これまでの育種ではランダムに突然変異が起こるので、多くの予期せぬの変化が起こっている。しかし、都合の悪い形質は交配と選択によって取り除かれてきた。

ゲノム編集の場合も同様に都合の悪い形質を持つ変異は交配と選択を経て取り除くことができるので、健康への悪影響が問題になる可能性は非常に低いと考えられているとされている。

また、安全確保の手續として、ゲノム編集食品については、基本的に厚生労働省への届出を経て安全性に関する公表の手續が行われている。今回のトマトに関しては、先ほど申し上げた調査会で検討の結果、自然界または従来品種改良でも起こり得る範囲の遺伝子の変化が生じているもので、遺伝子組換え食品には該当しないと判断していると。安全性についても、従来品種改良によるものと同程度であるとの見解が示されているということで、審議会の正当性について、私が述べる立場ではないと思っている。

安齊委員

実はこの問題について去年の7月だが、共産党の紙参議院議員が質問に立っている。やはり去年は希望者5,000人に無料配布されるという実態があったわけである。その中で食の安全とかについて問題がないのかというところでは、その文書の回答の中では、開発企業の権利・利益を害するおそれがあるので、そうしたことについては明らかにできないと回答しているわけである。それからこのトマト、もう実際これはつくられているので、野生化の実態調査は行われているのかという質問にもお答えするのは困難と、こういうふうな答えが出ていて、まさしくその実態をつかみ、安全性とか生物多様性への影響とか、そういったことにまさしく問題がないようなごとの回答が出ているわけである。

ところが、やはり今アメリカなどでもいろいろと研究調査が進んでいて、ゲノム編集の問題点の中で明らかになったものの中に、想定外のたんぱく質が生成されたり、さらに大規模な遺伝子の損傷が起きるケースもあるということで、これはもうゲノム編集固有の問題であって、現在の技術では解決が困難と、こういうことがアメリカでは指摘もされているわけである。

ところがそれを遺伝子組換えとは違うのだというところで、警戒を怠るというのが私は今実際そうなのではないかと、日本の政府はそうではないかと私は思っているところである。

それで、実際その血圧上昇を抑えるトマトということは先ほども教育部長のお話の中にあつた。肉厚マダイ、マッチョなマダイと言うそうですけれども、たくさん取れる米とか、そのほかにも多様に広がっていると私は聞いているが、その点についての認識はいかがだろうか。

それからもう一つ、もう既にその熊本県内の契約農家とかで栽培をして、その苗が家庭用菜園として無料配布されているという実態とかについてはご存じだろうか、伺いたいと思う。

鈴木教育部長

教育委員会では、請願について審議をしたので、その他のことについては承知をしていない。

安齊委員

先ほど触れたが、去年はGABAトマト苗が希望者5,000人に無料配布された。そして今年、そのGABAトマトの苗を小学校に配布する計画ともちょっと聞いてはいるわけなのだが、今、多摩市では動きはもうなかつ

たと。それから、幸いにして学校給食の中にも遺伝子組換えとそれに準ずるようなものについては十分気をつけて、それを使用するということはないとたしかお答えになったと私は思っているが、その確認をもう1回したいと思う。

鈴木教育部長 申しわけない、学校給食において、遺伝子組換え食品を使用はしないと答弁をさせていただいている。こちらで把握ができて、要は、遺伝子組換え食品に準ずると思われるものについては使用しない。

安斉委員 それは大変重要なお答えだと思う。この陳情はいわゆる学校が狙われているというその事実はないとおっしゃったが、現にホームページなんかではいつでも配布できる体制にはあるのではないのかと受け止めたが、子どもたちについて今非常に世論的にも問題視する声も上がってきているわけである。そういう中で、やはり子どもたちに無料配布する機会を狙っているのではないかと私は受け止めている。その背景にまた学校給食にこうしたものが使われていく、多摩市ではもうそうしたことは使わないという答弁をしっかりとおっしゃったので安心なのだが、そういう学校が狙われている、子どもたちが狙われているというところについては、見解とかはお持ちだろうか。

鈴木教育部長 繰り返しになるかもしれないが、私は同社の代弁をしているわけではない。多摩市教育委員会として答弁をさせていただいているので、基本、先ほど教育委員会での議論をご説明させていただいたが、多摩市内の小・中学校で現に使用している実態はないということ。それから、昨日の校長会でも確認をしているということ。基本的には現時点で使用する考えはないということ、予定はないということで、それを教育委員会として、この請願を採択するには及ばなかったということである。

大野委員 先ほどご報告の中で、もし今後こういったものが学校などに持ち込まれた場合は、教育委員会のほうにご相談をというお話だったが、ご相談を直接受けた場合に、教育委員会としてはどういった対応あるいはアドバイスなどを考えているのだろうか。

鈴木教育部長 一般論でお答えさせていただければ、現在も年間通じれば複数の寄贈物品とか、様々な形で学校には寄せられていると思う。一番多いのは例えばP

TAさんから卒業記念とか周年記念のときに何か物品だとか、そういったものの寄贈を受ける場合、そういった場合も事例が前例があって、各学校が共通の認識を持っているものについては、教育委員会の相談はないが、改めて、こういう申出があったのだがとか、あるいはこういう取り組みを近隣の企業としたいのだが、そういった場合には教育振興課あるいは教育指導課、安全衛生等については学校支援課、こちらにご相談が校長、副校長あるいは担当の教員からあるという想定をしている。

それを受けた場合には、教育委員会事務局では関係課と協議をするような形で、そもそももらい受ける、寄贈を受けること自体が是なのか非なのか、あるいはその安全性、仮に今回のような他社から同じようなものが申出があって学校から相談があれば、例えば健康推進課とか、口に入れて大丈夫なのかは学校給食センター、あるいは植物等については環境部もある。そういったところと連携をして、安全性が確認できて仮に大丈夫ということであればそのように指導するし、これは避けておいたほうがいいだろうという判断をするものについては、そのようにさせていただく。誰か個人が独断で判断をするというよりは、組織的に協力して協議をする、そんな考えでいる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 4陳情第12号 教育施設においてゲノム編集トマトの苗を受け取らないことを求める陳情について、採択の立場から討論する。

ゲノム編集食品が出回り始めている日本において、これを容認し、まともな情報公開も食品表示もなく、安全・安心を軽視する政府の姿勢は問題である。狙った遺伝子を操作できると言うが、意図しない変化が起きることは最近の研究でも明らかにされており、その論文が、科学雑誌「ネイチャー」に掲載され、米国政府機関のサイトにも掲載されたとのことである。

それはそもそも、生物多様性といった命や環境への影響が懸念されるということである。遺伝子を操作しても本当に私たちが必要とする品種をつ

くり出すことはできないと思う。なぜ教育関係、わけても子どもたちにトマトの苗の配布をしようと狙われたのか、ゲノム食品に対する批判をかわすためと、それと学校給食が狙われているのではないかと私は考えている。もともと日本は小農を基本とする有機農業が盛んな国だった。そして今、有機農法が見直され、そのエンジンとして期待されるのが学校給食の有機化である。この有機化農法を脅かすのがゲノム編集種苗である。

よって、本陳情の教育施設においてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める陳情については、賛成し採択とする。

岸田委員

4陳情第12号 教育施設においてゲノム編集トマトの苗を受け取らないことを求める陳情について、採択の立場での討論をする。

ゲノム編集技術により開発された食品作物として、国内で初めて国に届出、情報提供が行われたのがこの陳情にあるシシリアンルージュハイギャバになる。これはグルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変し、GABA含有量を高めたトマトの苗である。届出がされたということは、従来の育種技術でも起こり得るリスクにとどまるものとされ、このトマトの苗が、食品衛生法及びカルタヘナ法上の遺伝子組換えの規制の対象外であることを意味している。それは陳情にあるとおり、専門家による科学的な知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行う食品安全委員会の安全審査が行われていない。

ちなみに遺伝子組換え食品については、この安全性審査が行われている。届出制度は言葉のとおり、事業者が厚生労働省と事前に相談をし、これが先ほど教育部長が説明していただいた審議なのだが、その審議においてここでは遺伝子組換え食品かどうかということ審議される。そして、それが遺伝子組換え食品に当たらないということになれば、その後、事業者が出す一定の情報が厚生労働省に届け出され、それを公表することを示している。

また、このシシリアンルージュハイギャバは届出がされたが、陳情にあるようにゲノム編集食品について届け出されることさえ、法的に義務づけられていることはない。安全性審査が行われていないこと、また、届出さえもされていないということの事実で不安は高まっていると感じている。

食事は体をつくり、生きていく上で欠かせない営みである。先ほど説明が

あったとおり、本市の学校給食は安心して安全なものを提供するために遺伝子組換え食品、また、それに類似するものの使用もされていない。それは子どもや保護者、また、市民の方から評価されていると感じている。私も小学校に上がる子どもを育てている保護者から、学校給食の安全についてよく聞かれることがある。遺伝子組換え食品の安全性についても専門家でも意見がわかれている状況だが、国は流通を認めている。それを給食で使用していないように、この苗を育て、その実を子どもたちが口にしないようにする必要があると考えます。

そのため苗の安全性が確保できているとは言えないと考え、教育施設に議会として受け取らないということを求めるのが必要だと考え、この陳情に対し、採択の意見・討論とする。

大野委員

4陳情第12号 教育施設においてゲノム編集トマトの苗を受け取らないことを求める陳情に対して、フェアな市政を代表し、採択すべき立場から簡潔に討論させていただく。

同種の内容の教育委員会での審議というのもあった中に、いろいろな情報がまだ不確かな情報というのは、つまり具体的な行為が本市の中で行われているわけではないので、判断できないという話はあったかもしれない。しかし、少なくともゲノム編集に関しては遺伝子組換え食品とは違うと言っても、その範疇に入っていないだけであって、遺伝子を操作していることには変わりはないし、いろいろな意味で安全性が絶対的に確認されているとも言えるとは思わない。

そんな中、やはり今の食の安全保障などの話も、本来ならば国としてもしっかりやっていかなければいけない中で、どちらかといえば商売というものを背景にして、大量生産だったり都合のいい形でものをつくっていくということは、一般的な工業製品だったらそういうことはあるのかもしれないが、やはり食品ということ言えば、きちんとかういったものに関しては、本当の意味で安全性がどこまで確認できるのかということをも慎重に見極めていく必要性があると思うし、なかなか自治体として全てのことを調査することは難しいにしても、不確かなものに関して危ないということが確認されていないからというだけで、これをそのまま認めていいというこ

とにはならないと思う。

ましてや子どもたちに関係するようなものに関しては、なおさらそういった側面を自治体の中でもしっかり見ていく必要があると思うので、本陳情については採択すべきと考える。

石山委員

4陳情第12号 教育施設においてゲノム編集トマトの苗を受け取らないことを求める陳情について、新政会を代表し、不採択の立場で討論する。

厚生労働省のホームページにも掲載されているように、ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領や、ゲノム編集技術応用食品などの取扱いに関する留意事項にのっとり外来遺伝子が除かれていると判断されたため、当該食品は、組換えDNA技術応用食品としての安全性審査の対象に該当しないことと判断されたことと、多摩市教育委員会の判断を踏まえ、新政会を代表し、不採択の討論とする。

斎藤委員

4陳情第12号 教育施設においてゲノム編集トマトの苗を受け取らないことを求める陳情について、壮士の会を代表して不採択の立場での討論とする。

この陳情は先日の教育委員会の定例会でも審議されたもので、教育委員会からもその旨の説明があった。陳情内容にあるような事実は教育委員会及び市内小・中学校で確認されていないことなどが確認できた。教育委員会でも不採択となった同様の理由から本陳情に対して不採択すべきとする。

三階委員長

ただいま意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、不採択すべきものという意見が2名である。

採択すべきものという意見が過半数に達している。

よって本件は、採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議したい。

この際暫時休憩する。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

三階委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど採択すべきものとした陳情については、皆さんのご意見を踏まえ、執行機関に送付としたいと思う。

次に、日程第2、4陳情第13号 多摩市和田などの地域に、病児・病後児保育室を再開することを求める陳情を議題とする。

なお、4陳情第13号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第13号について、これまでの署名は300名だった。本日まで追加の提出が641名あった。合計して941名である。

三階委員長 なお、本件について陳情者から資料の提出があった。委員の皆様には事前に配付しているので、ご確認してほしい。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定によりこれを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いします。

陳情者(菅波和枝氏) 私は、厚生荘総合病院の働く人たちと医療を守る会(略称、厚生荘病院を守る会)世話人をしている菅波である。意見表明の機会を与えていただき、誠にありがとう。

陳情項目は、多摩市和田などの地域に早急に病児・病後児保育室を再開してほしいという内容になっている。

早速、意見表明を行わせていただく。一般財団法人愛生会は、多摩市和田にある厚生荘病院を昨年12月31日で閉院した。閉院の理由として、建物の老朽化のため病院の改修耐震工事の費用が必要であり、病院経営を続けてたまま工事をするのは現実的でないため閉院するなどとしていた。

しかし、病院経営を続けながら、改修等の工事がなぜできないのか、地域住民への詳しい説明は全くなかった。地域の皆さんからは厚生荘病院をか

かりつけ医としていた、最後は厚生荘病院でと考えていたなど、不安と戸惑いの声があり、現在も私たちに多数寄せられている。

ところが愛生会は、建て替えて新病院で再スタートすると表明しながら、昨年12月31日に閉院した後、敷地を塀で囲ったまま解体工事もせず、いまだに建て替え工事も地域住民にも多摩市にも明らかにせず、東京都にも提出していない。閉院に伴い、病後児保育室「あい」の病児・病後児保育事業も12月に停止された。多摩市内に2か所しかない病児・病後児保育の停止により、多摩市内に1か所だけとなり、特に和田地域や近隣などの子育て世代には、現在、大きな痛手となっている。

私たち厚生荘病院を守る会は、閉院後の今年3月と10月に二度にわたって厚生荘病院周辺地域の医療に関するアンケート調査を行った。なお、3月のアンケート結果については全ての会派、全議員の皆様にお届けし、10月分は今回の資料として議会事務局を通じて皆様に配布いただいている。ぜひ地域住民の声を受け止めていただきたいと思う。

アンケートの中に、病児・病後児保育が停止されたために大変困惑されている声がかかれている。その一部は陳情署名に掲載されている。そのほかに内容について紹介すると、子どもたちが病氣中、インフルエンザなどで熱は下がったが、幼稚園や学校にまだ行けないし、親は仕事があるという場合、私たちの孫たちは、日中厚生荘病院で診ていただいたことがあって、本当にお世話になった。これは地域医療にこれからもあったらうれしいと子どもを育てている家庭は思っていると思う。利用したことはないが、地域に病後児保育可能な施設がなくなるのは非常に不安を感じる。親にも協力を仰げない、仕事も休めない状況はいつでも起こり得る話で、頼るところがないのは困る等の声が寄せられている。

そして、病児・病後児保育室を和田地域に再開というアンケートの項目には、回答数が37件にも及んでいる。働く子育て世代にとって病児・病後児保育がいかに切実であるかを物語っていると思う。

多摩市として、閉院後の病児・病後児保育事業所などの設置を様々検討していると伺っているが、いまだに施設の開設が見られない。しかし、病後児保育「あい」が閉鎖され1年になるが、病後児保育室は「エンジェルガーデ

ン」1か所のみ、予約も取りにくいと聞いている。和田などの地域に病児・病後児保育室を再開してほしいという子育て世代の願いは切実なものとなっている。

多摩市に子育て世代が安心して暮らせる生活サポートは重要である。和田地域が不可能でも、その他の周辺の可能な地域に病児・病後児保育室の開設が今必要なのではないだろうか。多摩市議会及び各党派におかれては本陳情の趣旨をご理解いただき、採択されることを希望し、意見表明とす。ご清聴ありがとう。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本陳情内容について現在の市の状況や考え方など、市側から説明等があれば願います。

本多子ども青少年部長 それでは、現在の市の取り組み状況についてご説明をさせていただく。お手元のタブレットのほうに資料を提出させていただいているので、その資料に基づいて、子育て支援課長の植田のほうからご説明をさせていただく。

植田子育て支援課長 お手元の資料をご覧いただきたい。まず、こちらのほうについては幾つかの項目に分けて記載している。

まず1番が市内の利用の実績ということで、和田地域で事業を実施していただいた「あい」と、多摩センター地域で事業を実施している「エンジェルガーデン」のエンジェルというところで記載をしている。こちらのほうは、令和元年度、2年度、3年度、4年度の10月末までの中で、利用実態がどの程度あったのかというのを示している表になる。便宜上、既存地域とニュータウン地域に分けて合計という形で数字を出している。例えば、令和元年度については「あい」が合計で249件、「エンジェル」が合計で726件の利用実績があったということである。

令和元年度に関しては、新型コロナウイルスの影響がなかった状況である。令和2年度に関しては新型コロナウイルス感染症が流行し出したという年になるので、非常に激減しているという状況になって、「あい」では合計で17件、「エンジェル」では合計で332件という数字になっている。令和3年度に関しては、「あい」がご承知のとおり令和3年の12月末まで

は開院していたが、12月末で閉鎖をしているという状況の中で0件という数字で、「エンジェル」では756件という形で、少し利用のほうを上昇している、持ち直しているような状況にある。令和4年度の10月末までの実績ということでは、こちらは「エンジェル」のほうで運営をしているというところで、これまで522件の利用があったということになっている。

2番が市内の登録実績ということで、これは登録している人数ということなのだが、こちらのほうも「あい」と「エンジェル」で、便宜上既存地域とニュータウン地域に分けた合計数値というのを令和元年度、2年度、3年度、そして4年度の10月末までの数字ということで示している。

3番が「エンジェル」の送迎実績ということで、令和4年度の数字になる。「あい」が閉院してから令和4年度の4月以降、「エンジェル」のほうに協力をいただいて、聖蹟桜ヶ丘駅のほうに送迎車を走らせている。こちらのほうの月ごとの数字ということになっている。

こちらは資料作成時、10月までの数字が明確になっていたのを出して、合計ということでは聖蹟桜ヶ丘駅のほうが60件の送迎利用実績、永山駅のほうが47件の送迎実績、合計で107件の送迎実績があった。

4番がこれまでの検討状況ということである。令和3年度9月以降、「あい」が閉鎖するという情報の聞きつけてからになるが、聖蹟桜ヶ丘周辺のふさわしい場所というのを市のほうでリサーチしたところである。そして10月以降が、医療関係団体のほうにも打診をして、何とかもう1か所やっていたところがないかということを確認したところである。

11月以降については、市内の小規模保育を実施している施設に、この場所を病児・病後児保育のほうに転換ができないかということを確認したところである。

令和4年度に入って6月以降になる。独自で実施している市内の認証保育所のほうがあるが、こちらのほうにこれを市の認可施設ということで病後児保育のほうに転換できないかということを確認したところであるが、ちょっといずれも今のところ実現には至っていないというような状況である。

5番の市の考え方である。市の計画では、市内に2か所の想定で位置づけ

ている。新たに施設を開設するには、立地とか改修費などの費用面においても様々な課題があると認識している。令和4年度からは送迎を開始しているので、その状況も見極めながら協議を進めていきたいと考えている。

6番に関しては、近隣市の比較である。こちらについては多摩市が1施設というところで、合計定員は12人となっている。就学前の児童数というのを記載していて、その児童数が合計定員に対しての割合がどのぐらいかというところを右側にパーセンテージで数値を示しているものである。あくまでこれは定員の数で児童数を割っているのだから、これが全てとは言い切れないが、比較的、近隣市の中では割合は高いほうだと言えると考えている。

7番が参考になるが、就学前の児童が同じぐらいの数の市との比較ということである。こちらのほうは国分寺市が18人の定員ということで、非常に多くの定員が設定されているというところの中では割合は1位ということなのだが、多摩市はその次に多い割合となっている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

斎藤委員 ご説明ありがとうございます。ちょっと幾つかお聞きしたいが、今回の陳情では病児・病後児保育室についての陳情となっているが、そもそもまず病児保育と病後児保育の違いというのはどのようなところにあるのだろうか。

植田子育て支援課長 病児保育というものは、児童が病気の回復期に至らない場合ということであって、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、診療所、保育所等に敷設された専用のスペースまたは本事業のために専用施設で一時的に保育をする事業ということである。

病後児保育というものは、児童が病気の回復期に当たって、かつ集団保育が困難な時期において、当該児童を病院、診療所、保育所等に敷設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業ということである。

斎藤委員 今回、去年閉鎖された「あい」病後児保育室が閉鎖して1年がたとうとしているが、この陳情では、早急に再開を求めるといったことなのだが、市としては、どの程度早急に再開する必要性を感じているのかを伺いたい。

植田子育て支援課長 これまで、多摩センター地区以外において当該施設を運営できる適した場所というのを検討してきた。また、運営できる事業者についても関係

機関を通じて探してきたところである。しかしながら、なかなか実現には至っていないというのが現状で、こういった施設の性質上、簡単に新たな場所とか新たな運営事業者が見つかるということはなく、結果的に時間がかかってしまっているところである。

現在の事業運営者においては協力をいただいて、永山駅と聖蹟桜ヶ丘駅とで送迎サービスを実施していただいて、今のところは、多摩センター地域以外の対応というところでは承っているところである。時間はかかっているかもしれないが、しっかりとニーズを踏まえた上で今後もよりよい状況というのを市民の皆様提供していきたいと考えている。

斎藤委員 わかった。あとこの陳情理由を見てみると、この「あい」病後児保育は多摩市全体の3割を受け入れているということが書いてあるが、いただいた資料によると直近ではそのようには読み取れなかったが、多摩市全体として3割を受け入れていたというような事実はあるのだろうか。

植田子育て支援課長 利用実績を示しているが、その中では載っていない、そのもうちょっと前の平成30年度というところで見ると、その時点では35%程度が「あい」を利用していたというような実績がある。その後、資料にあるとおり、令和元年度では25%、令和2年度では約5%ということで、利用の実態としては減少しているというところが見えるのかと考えている。

令和3年度に至っては、閉鎖するまでの12月末まで登録は数件あるが、利用はゼロとなっていて、継続して3割を受け入れているとは言えないのかと考えている。

斎藤委員 わかった。最後にしたいと思うが、先日、隣の町田市と川崎市で、病児・病後児保育事業の相互利用に関する協定を締結したという情報を耳にしたが、これはどのような趣旨のものなのか。また、多摩市でも同様のことは考えられるのかをお伺いしたいと思う。

植田子育て支援課長 こちらについては、それぞれの市民がそれぞれの市で実施している当該事業の利用を、市民同様に相互に利用できるようにするものである。特に町田市は、南北に長いといった地域特性もあって、市境で隣接市の当該施設が利用できるようなお互いにメリットということで締結に至ったかと考えている。

今回の川崎市とともに、隣接している例えば町田市だと、八王子市と、あと相模原市ということで、これ以前にも協定を締結していて、当該事業の相互利用を開始している。川崎市、八王子市、相模原市も、市域が広くて、やはりお互いに相互利用をすることで、双方の思惑が一致する形で協定締結に至ったと伺っている。

こうした広域連携がスムーズに至った背景としては、運営費の広域的なやり取りが生じない形でできるようにしたということと、各市、利用に当たって登録料がかからないといったことも要因の1つとして考えている。

多摩市においてというところなのだが、例えば、隣接している日野市、府中市、稲城市といったようなところと相互利用といったところが考えられると思うが、お互いの市境に、例えば当該施設があつて、双方で利用し合えるような環境が整備されていて、お互いにそのメリットがあつて、なおかつ共通して登録料がかからないといったようなところの条件が整っているというところが必要になってくると思っている。こういった条件を確認し、相手方もあることなので、それ以外のところも含めて、総合的に判断できればと考えている。

三階委員長 ほかに質問あるか。

大野委員 今の質疑にあったように、例えば他市との連携というのも考え方としてはあるかもしれないし、あと、ニーズに合わせて、現在1か所となってしまうところが送迎を始めているというお話もあった。

それで、そういったことはいろいろあるにしても、市としては、基本的に、このいわゆる既存地域での病児保育の場所を今後も継続して探していくという姿勢が、続けるということは、そのように理解してよろしいだろうか。

植田子育て支援課長 本事業については、私どもが定めている計画の中でも2か所とは位置づけている。ただ、地域を必ずしもニュータウンと既存地域ということで書いているわけではないので、そこはバランスを見ながら、必要に応じて設置をしていくのが望ましいのかと考えている。

今のところは、この考えに変わりはない。ただ、やはり今後、例えば5年後や10年後どうなっていくのか、社会情勢を見ながら、市民のニーズを捉えて、的確にそういったものを算段して検討していくことが必要かと考え

ている。

大野委員 あと、本陳情文中で、予約が取りにくいといったご指摘や、必要があっても利用できない場合があるといったご指摘があるが、市としては、この実態はそのように受け止めていらっしゃるだろうか。先ほどのご説明だと、必ずしもそうではないのかと思っているようなところも私自身はあるが、市としての認識を改めてお聞かせいただけたらと思う。

植田子育て支援課長 基本的には、資料にもお示ししたとおり、近隣市や未就学児童数の自治体と比較しても、定員に関しては劣っていることはない。年間を通じて常に予約が取りづらいといったような声も、市のほうには届いていない。時に、季節性のインフルエンザ等、流行が重なるときに、場合によってはキャンセル待ちになるなどの事象は生じることも数件はあるというところは伺っている。しかし、常に予約が取りづらいと、取れないといったような状況はないと認識している。

大野委員 あと、いわゆる聖蹟桜ヶ丘エリアや永山の地域にも対応できるようにということで送迎サービスを始めていただいているということだが、これに対しての評価はどのようにお感じだろうか。

植田子育て支援課長 こちらについては、本当に今、多摩センター地域でやっている事業所に非常に協力的に動いていただいて、送迎の実施ができていると考えている。私どものほうには、特にそこまで大きなお声というところは市民の方からいただいているが、実際に施設のほうではいろいろな声が届いていて、病後児保育施設ということで多摩市唯一となって貴重な存在であるので、なくなってもらっては困るというようなお話や、送迎サービスができてとてもありがたいというような声をいただいているということと、あと、和田、桜ヶ丘地域周辺から、永山送迎についても、ルート of の近くに住んでいるのでとても助かるといった、そういった声が上がっている。

大野委員 私も、直接、現在やっている事業者尋ねて、お電話させていただいたが、実際に今の送迎に関しては軽自動車で済んでいるということだった。つまり、お子さんが2人乗るのでもそれで十分だと。それぐらい、先ほどのご説明で予約取りにくい云々というのは、確かに季節性の問題で、インフルエンザだったり、あるいはコロナ禍の影響というのは、そういうときにはそう

いうご意見はあるのかもしれないが、事業所自体にしてみたら、そんな予約が取りにくいという状況は、日常的にはないというような中で、ましてや送迎サービス、今もお話しいただいたように、基本的には永山駅と聖蹟桜ヶ丘駅と時間を決めてやっているが、保護者などの事情に応じて、その駅に行くルート上でうまく工夫をして、送迎の落ち合う場所も臨機応変にやったださっているということで、非常にこれはすばらしい。比べちゃいけないかもしれないが、私がかつて子どもがいたときに、違う町だったが、やはり病児保育を預けるといっても、隣町まで行かなければいけなくて大変だったり、当時の考え方なのだが、お医者さんと併設された病児保育の場所だったが、子どもがそういった状況のときは親が何とかして迎えに来なければいけないんだという考え方の先生だったので、私のほうが、当時の妻よりは時間の融通が利いたのでそういうことが対応できたが、そういったことを考えて、今の時代でこれだけこういうことをやっていただけるということは、もちろん、いろいろな方がいらっしゃるので十分だと言えないかもしれないが、私にしてみたら、非常にいろいろなことをやっていただける環境があるというのはすごく実感したので、こういう送迎サービスも含めて、地域問わず市内では対応していただけるということは、大変結構なことだと思っている。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

石山委員 申しわけない、質問者とかぶらないところで1点だけ質問させていただく。多くの市民の方に利用していただくためにも、施設の場所というのが大切になってくると思うが、仮に既存地域で新規で開設する場合、どの程度、市の費用負担があるのかお伺いする。

植田子育て支援課長 仮に既存地域で、新規に開設する場合なのだが、また、仮に定員が6名設定ということで、これは「あい」がやっていたときと同等なのだが、病児・病後児保育施設を新規に創設するに当たっては、整備費補助ということで市が負担することになる。そうなると、整備費補助イニシャルコストにかかる市の市財負担というのが約1,900万円程度となっている。運営費、ランニングコスト、これに係る市の市財部分の負担というのが約330万円程度と見込んでいる。整備費のイニシャルの部分と運営費のランニング

コストのことを少し分けて考えると、整備費のイニシャルにかかるところでは、基準額として約6,300万円程度かかって、これが、補助制度があるので、国10分の3、都10分の3、市が10分の3ということで1,900万円ずつになって、事業者が10分の1ということで600万円程度かかると見込んでいる。

それに合わせて、ランニングコスト、運営費のほうなのだが、病児対応型というのを想定して考えると約1,000万円程度かかると考えていて、これが、国、都、市と3分の1ずつとなっているので、財源としては、国が330万、都が330万、市が330万ということで想定をしているところである。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

安齊委員 いろいろ去年12月末で、あい病後児保育が閉じてから、すぐに市のほうもいろいろと動いていただいたが、なかなか見つからないと。そういうところで基本的なことから聞きたいと思うが、まず、この病児・病後児保育室の基本的な人員配置についてどうなのか。多摩市は、今12名定員のエンジェルガーデンがやっぴらっしやるわけだが、そこでの職員の配置はどうなっているのか伺いたい。

植田子育て支援課長 当該事業に関しては、国においてしっかりと明確な基準が定められている。看護師等というところでは、利用児童おおむね10人につき1人以上ということである。保育士に関しては、利用児童おおむね3人につき1人以上の配置が必要として書いてある。これに伴って、多摩市のほうとしては、今行っているエンジェルガーデン事業者のほうでは、看護師等が2名、そして保育士等が、非常勤も含めてだが、7の方が在籍している。そして、栄養士が1名ということで、10名の職員が配置されていて、定員12人に対して、基準以上の設定がされて運営をしているところである。

安齊委員 先ほど石山委員とのやり取りの中で、立ち上げのときのイニシャルコスト、それから運営費に対するコスト、そういったこともいろいろ伺った。令和3年度の決算額で言えば2,450万9,000円なのだが、これはおそらくあい病後児保育室も少しは入っているかと思うが、ほぼこういうお金がかかっているんだろうとは思った。

それで、決してもうかる事業とは言えないというところに大変困難性もあるのかと思うが、この病後児保育の成り立ちなのだが、小学校6年生までが対象とは聞いてはいるが、先ほどの国と市の負担、それから事業者の負担もあったが、利用する人の負担についてはどのようなものがあるのかをお答えいただきたい。

植田子育て支援課長 利用者の負担というところである。こちらのほうについては、多摩市のほうで1日2,000円という形で利用者の方から利用料をいただいて運営をしているという状況になる。

安斉委員 1日2,000円ということで、それは大変保護者にとっても助かる金額かと思った。

それと、先ほどから話になっていた地域間の協力の協定の中で、登録料がいらぬとおっしゃっていたので、おそらく普通だと登録料がいるのかしらと思った。

これまでの動きはここに書かれているとおりで、大変ご苦労されているということは、よくよく重々わかった。今市内2か所の想定ということで、必ずしも既存地域を対象とはしてないということなのだが、やはりバランスよくというところでは、特に今回、アンケートに、3月はたしか直接病児・病後児保育についての強い要望というのはなかったと思うが、今回は、資料を見ただけでも4件ほどあるわけなのだが、既存地域、やはり和田あるいは桜ヶ丘、そうした地域に欲しいという声は強いと思うが、その辺りの考え方について少し伺いたい。

植田子育て支援課長 多摩市の地域特性を見ても、やはり、今、ニュータウン地域ということで、豊ヶ丘に1施設、多摩センター近くということで豊ヶ丘に1施設がある。今、既存地域というところでは実際になくなってしまったというところもあるので、やはりバランスというところを考えると、市内に2施設、それは既存地域、ニュータウン地域というところであるのが市民の方にとっても望ましいのかと考えている。

ただ、やはり立地の条件や、実際に手を挙げていただく事業者が、どこにどのようにして出てくるのかということによっても、かなりその辺のところは変わってくるのかと思っている。やはり、2か所というところで位置

づけているからには、今のところ、私たちのほうとしても、多摩センター地区以外のところで、どこかいいところがないのかとして、ふさわしい場所があれば展開をしていきたいと考えている。

安齊委員

この今出していただいた資料に基づいて少し質問するが、令和元年度は、既存地域の利用者は圧倒的に「あい」に多かった。令和2年度になると、コロナの感染、「あい」についても、エンジェルガーデンについても激減しているわけである。令和3年度には、厚生荘病院閉院に向かう「あい」についてはゼロ、これはおそらくコロナの影響もあるし、また、その閉院問題のことでいろいろあった時期なので、そういう意味でもゼロだったのかと思う。そういうところで見ると、この令和3年度からエンジェルガーデンに既存地域の負担がかぶさってくるわけである。そして、今年のこの10月なのだが、ここで、やはり既存地域が114件、そしてニュータウン地域は408件、これはニュータウン地域のほうもふえている。ちょうどこの時期にこのアンケートを取ったと、資料提供いただいていると重なってくると私は見受けている。

先ほど、市のほうには予約が取れないという声はなかったと発言されていたし、事実そうなのかもしれない。それからまた、斎藤委員のやり取りの中でも、決して不足をきたして困っているような状況ではないのではないのかというようなご発言があったような記憶がしているが、しかし、やはりなかった声が今回4件もあって、その中身は非常に切実である。働く、それから子どもの健康で安心・安全を確保して仕事に出るという、そこが脅かされるようなことについて、私はこの4件とも切実な声ではないかと思っている。1人は、たしかおばあさんというか、お孫さんのことを書いてあったような気もしているわけなのだが、私も実は、厚生荘病院に近いお宅の数件から、病児・病後児保育のことについて心配していると、困っているという声も聞いた。ちょうどこの10月というのはコロナが少し下火になりかかってきたところで、職場復帰がふえた時期ではなかったのかと思うが、これから、先ほど市の答弁では、5年後、10年後を見据えて病後児保育室の事業を考えていきたいというお話があったが、私は今必要な、そして今要望が出ている、そういう問題ではないかと思う。安心して仕事に復帰できるとか、

それから在宅で仕事なさる場合も、病児の子どもをそばに置いてはなかなか仕事にはならないわけである。そうした意味からも、今必要とされているものではないかと、そういう中で声が上がってきたのではないかと捉えている。定員が12名となっているが、その根拠というのはどういうところから来ているのだろうか。

植田子育て支援課長 こちらの定員については、病児保育室について面積基準というものがあって、その面積に応じた定員数として定められている。このエンジェルガーデンについては、当初、貝取のほうで実施していた時期があって、その後、今の豊ヶ丘のほうに移転している。そのときには、当初定員が6名ということで運営を行っていた。その際に利用人数がふえてきたということ、そしてニーズの高まりも出てきたということから、保育面積をふやすことが可能であったということから、事業者と調整をして、現在の定員数12名ということで拡大をして運営を行ってきているところである。

申しわけない、先ほどの利用料のところ、別途、今、運営しているところで登録料というものが必要になっていて、それが、一部市民の方に負担をいただいているということである。

安斉委員 エンジェルガーデンが12名になっていった経緯はよくわかった。それにプラス、実はこのあい病後児保育室が6名定員ということでやっていたわけだから、やはりそこには数字の乖離があるわけで、その辺りについて、まず、1か所しか選べないということである。数も、私はやはり不足しているからこういう声が出ているんだと思う。実はニュータウン地域の利用者の中にも、本当に予約が取りにくくなってしまったという声も聞いている。そういうこともあるので、これが満たしているか満たされていないかということで近隣市との比較が出ているが、これは子どもを預けて働く親にとっては、これで安心だという材料には全然ならない。というのが、先ほどのやり取りの中であったが、やはり感染症が、保育園や幼稚園等通じて感染症にかかるわけだから、それが多き時期には本当に殺到する。それからまた一定落ち着いてしまうと、それは少なくなるかもしれない。そういう非常に波のある中で、おそらくこのエンジェルガーデンのほうも苦勞をされてやっていらっしゃるのではないかと思う。

それと、1か所しかないというこの厳しさ、これはいくら就学時前児童数を定員数で割った数字で比較するというのは全く当たらない話だと思う。どちらかがだめであればどちらかにということができないというところでは、やはりこの2か所の設定、市も認めてはもらわなければならないが、やはり最低限必要ではないかと思う。他市のほうを見ると、町田市が7か所あるわけだが、例えば稲城市では市民病院と併設してあると。それから府中市では、都立病院の中、ここに病児保育室があると。そういう安心感があるわけなので、多摩市はなかなかそうはいかないが、せめて2か所、それからその感染症が多いときでもカバーができるように、それからコロナが収まって、これからはもしかしたらまた利用する人がふえるという、保護者の就労によって、仕事によってふえるということもあるかと思うので、私は今すぐ対策を取っていただきたいと思うが、そのところについての見解を伺う。

植田子育て支援課長 本市には市立病院がないというところの中で、現在の事業所に非常に協力的に送迎等も行って事業のほうを運営している状況である。そういった中では、現在の計画の中では2か所として位置づけているので、現時点では、それを目指して動いていきたいと思っている。これまでも、資料のとおり、ふさわしい場所がないかどうか、そして、実際に事業の運営を担っていただける事業者がないかどうか、いろいろな関係団体のところに当たってはいるが、実現には至っていないような状況である。

引き続き、実際にこの事業を運営できる場所、あとは事業者、いないかどうかというところを含めて、検討していきたい。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

岸田委員 市から検討状況等も説明していただいて、動いているんだが、それがなかなか結果として、残念ながら結びついていないといったところで、しかし、計画で2か所に位置づけているので、これからも引き続き、もう1か所を探していくといったところだったが、2か所のもう1か所について、内容を伺いたいが、場所については、地域のバランスを見ながら、そういったことも考えながら探していくというところだったが、例えばほかにも、もう1か所の定員だったり、あるいは先ほど斎藤委員とのやり取りの中で提携といったお話もあったが、そういったことだったり、あるいは以前市から、保

育園等に通っているお子さんであれば、そういった病後の子どもを受け入れているところもあるといったお話を聞いたが、また、そういった、もう1か所にはならないかもしれないが、他園の子は受け入れないのでもう1か所にはならないかもしれないが、そういった園をふやしていくといったところもあると思うが、もう1か所のこういった内容で考えているのかというのを、探しているのかというのを詳しく教えていただけないだろうか。

植田子育て支援課長 もう1か所というところでは、やはり、今実施をしているエンジェルガーデンと同様に、市内にお住まいの方が実際に受け入れていただけるような施設、そして場所というところで考えてきたところである。

先ほどもお話し申し上げたが、やはりふさわしい場所、立地、例えば通いやすいとか通いにくい等いろいろあると思うが、そういったところでは、ふさわしい場所である必要があるだろうと考えているし、あるいはこれまで、その関係機関、関係団体に打診をしたというところでは、病院を持っている事業所、そうすると併設がされるので、非常に保護者の方に対しても安心材料になるのかと思う。そしてまた、市内で保育所を運営している、もう既に運営をしている法人の方に、プラスアルファでこういった事業を展開できないかというようなところを打診をしてきたところであるが、なかなか今実現には至ってないというところの状況になっている。

本多子ども青少年部長 今2施設目の状況については子育て支援課長のほうから答弁させていただいたが、やはり今考えられることを、これまでの間、かなりやってきたというような考えではいる。ただ、やはり場所をどこに設けるかによって、ランニングコストの関係や、そういったことが非常に事業者にとっては課題となるので、聖蹟桜ヶ丘の駅の周辺となると、やはり賃貸料というのは非常に高くなっていくということでは、事業者にとってかなり二の足を踏むような、そういう課題になっているかと考えている。

また、先ほど既存地域の方が多摩センターのほうのエンジェルガーデンのほうを利用するのが遠いというのがあったが、逆に今度はニュータウン地域の方が既存地域のほうを利用するときに遠いということが生じる可能性もあるので、場所の見極めが非常に大事かというのが1点ある。

それともう一つが、先ほどのランニングコストの面といったところが今

非常に課題になっているので、そういった面をいかにクリアするかということに今苦心しているところである。今やっていることではなかなか改善が見られないので、また少し違う考えを持って当たらなければいけないのかと今考えているところである。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

斎藤委員 4陳情第13号 多摩市和田などの地域に、病児・病後児保育室を再開することを求める陳情に関して、壮士の会を代表して、趣旨採択の立場での討論をする。

本陳情では和田などの地域としているが、先ほどの質疑の中で、市内に2か所を想定しているということだった。2つの施設とするならば、ニュータウン地域と既存地域として広く考えていく必要があると考える。

また、現在はニュータウン地域に1施設あるので、そこを継続して運営していただくとして、送迎の状況を見ながら、既存地域についてももう少し幅広く立地条件などを勘案して検討すべきと考える。

また、和田の施設が閉鎖する直近1年間を見ても利用がほとんどなかったという実態と、閉鎖された後に市民からそこまで多くの意見、要望はないということなので、今後の社会情勢も踏まえて検討していくべきと考える。

市としては、これまで当該施設を運営できる適した場所を検討しているということ、関係機関を通じて運営できる事業者を探しているということなので、引き続き所管には検討していただきたく要望し、本陳情に対しては趣旨採択すべきとする。

三階委員長 ほかに意見・討論ないか。

石山委員 4陳情第13号 多摩市和田などの地域に、病児・病児保育室を再開することを求める陳情に対し、新政会を代表し、趣旨採択の立場で討論する。

これまで病児・病後児保育については、多大なる貢献をされてきたことは高く評価するものである。しかし、近年のあい病後児保育室の利用状況は、市側からの説明にあったように、平成30年度では約35%、令和元年度で

は約25%、令和2年度では約5%、令和3年度に至っては、閉鎖される12月まで利用者がほとんどいなかったことを考慮し、利用者を継続して3割受け入れているとは言いがたく、また、閉鎖した後に市民からそこまでたくさん意見、要望もないということなど、今後の社会情勢を踏まえ検討すべきと考える。

しかし、病児・病後児保育については、既存地域での開設を目指し、立地条件や費用対効果など総合的に判断し、市民のニーズなど状況を捉え慎重に検討すべきと考え、新政会を代表して、趣旨採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論ないか。

大野委員

4陳情第13号 多摩市和田などの地域に、病児・病後児保育室を再開することを求める陳情について、フェアな市政を代表し、趣旨採択の立場から討論させていただく。

先ほど来、様々なご説明、あるいは質疑などをいただく中で、必ずしも現在の状況でどうしても急いで病児保育が早急に日常的なものとしてもう一つふえるのかどうかということに関して言えば、地域性の問題でのニーズというのは非常に高いと思うが、量的な部分でいえば、確かにそのときの社会状況によって必要となる部分はあるかもしれないが、日常的には必ずしも緊急にはというのは、正直思ったところである。

ただ、実際にアンケート調査などの結果で、あるいはほかの質問者からの質疑の中でもあったように、やはり身近な地域にあることに対する安心感だったり、あるいは市としても、基本的にはこれまで同様に、現在の1か所だけではなくほかの場所も探していきたいという思いがあるということもあるので、趣旨採択という立場での討論とさせていただく。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

安斉委員

4陳情第13号 多摩市和田などの地域に、病児・病後児保育室を再開することを求める陳情について、採択の立場から討論する。

昨年9月に出された陳情は、多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して病後児保育事業を継続するよう、一般財団法人愛生会と東京都に働きかけを求める陳情だった。私は、今でも、病後児保育の事業を閉じた愛生会法人に責任があると思っている。さきに行われた13日の健康福祉常任委

員会の審議において、市側の答弁からは、今この時点で建て替えて入院可能な病院になるのか、あるいは通院の診療所になるのかもはっきりはしていない。ましてや、もうけの対象にならない病後児保育については何のコメントもなかった。

今回の陳情には、和田などの地域に病児・病後児保育室を再開することを求める陳情であり、愛生会に求めるものではない。今回資料として提出されたアンケートには、4人の方が、病児・病後児保育の必要性を訴えている。また、私自身も、厚生荘病院の周辺にお住まいの方から、複数そうした声をいただいた。

昨年の夏、愛生会から、12月末をもって、実はこれは最初はもっと早い時期に閉じるはずだったが、市の働きかけで12月末まで延長されたわけなのだが、この12月末に病後児保育を閉めると聞いて、市側はすぐに、聖蹟桜ヶ丘駅周辺のふさわしい場所を探してリサーチを行うなど、次々と努力されたことは重々承知している。また、今年6月から予算をつけてエンジェルガーデンに送迎の配車も行った。ちょうどこのアンケートを取った10月と、今回市が提出していただいた今年の10月末の市内利用実績と登録実績数を見れば、いわゆる予約が取れないという声は私は明らかではないかと思っている。利用実績では、コロナ前の令和元年よりも既存地域の実績は15名ふえている。また、登録実績でも23名ふえている。定員12人のエンジェルガーデンに、ふえた分が負担がかかるわけになる。そして、ニュータウン地域の利用実績もコロナになってから、この10月近辺非常にふえている。コロナが完全に終息したとする際にはもっとふえる可能性もあるし、それから今現在、例えば自宅で仕事をするというスタイルになってきているわけなのだが、自宅で仕事しながら病み上がりの子どもの面倒を見るということは、これは大変困難性がある。なので、私は今こそ、先の社会情勢や、そういう動きも少し見てからという考えは、ほかの委員さんや、また市側からもあったが、私は今すぐ設置することが大事だと思っている。近隣市などとの比較で、就学前児童数を合計点数で割った数字を出して、近隣市に劣らない水準を維持しているというお考えかとは思いますが、病後の子どもを安心して預けることができるかどうか、仕事に行けるかどうかとい

うことは、保護者等に迫られている大変重要な切迫した問題である。だから、この数字を見ても、私はその安心感には絶対つながらないと思っている。

市側の皆さん方も大変かと思うが、アンケートなどに寄せられた声に応えるためにも、さらに努力をしていただいて、既存地域を対象とした病児・病後児保育ができるように努力していただきたいということを申し上げて、採択の討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論あるか。

岸田委員 4陳情第13号 多摩市和田などの地域に、病児・病後児保育室を再開することを求める陳情について、採択の立場で討論する。

この陳情は、和田など、今ある地域のほかにもう1か所病児・病後児保育を再開することを求める陳情である。今まで市も、同じ思いで打診をしたり、視察に行ったりしてこられた。確かに、これは日常的にニーズのある事業ではないが、子育てをしていく中、やはり子どもは病気になりそれを回復しながら成長していく。市が、計画で2か所位置づけており、引き続き取り組んでいく必要性について質疑の中で明らかになったが、私も同じ思いである。質疑の中で課題として、場所の問題、あるいはランニングコストについてあった。ぜひ、そのことを乗り越えて、これからもしっかり引き続き取り組んでいていただきたいと考え、採択の立場での討論とする。

三階委員長 ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が3名であった。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって、本件は趣旨採択すべきものと決した。

ただいま趣旨採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議したい。

この際暫時休憩する。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど趣旨採択すべきものとした陳情については、皆様のご意見を踏ま

え、執行機関に送付したいと思う。

次は、日程第3、第103号議案 多摩市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

本件については、協議会報告事項17の多摩市立中央図書館管理運営方針の決定についてが関連するため、ここで市側の報告を求めたい。

横倉図書館長 それでは、多摩市立中央図書館管理運営方針の決定について、こちらについて報告をさせていただきたい。

こちらの多摩市立中央図書館管理運営方針であるが、こちらについては、これまでの市議会の常任委員会等で、内容、また進捗などを報告してきたところであるが、このたび11月7日に、教育委員会の定例会において決定をしたので、報告をするものである。こちらの方針の決定に際しては、様々な会議体において協議などを進めてきたが、その中においても、市民意見を聞いていくというところの中では、8月23日から9月21日まで、パブリックコメントの実施をしてきた。また、9月8日から10日にかけては、市民説明会のほうを開催してきたところである。そのような経過がある。

本日、協議会の資料17というところで3つの資料をお示ししているところである。その中の2つ目の資料、こちらについてが、9月に3回実施した市民説明会での質疑と、その内容に対する市の考え方をお示したものである。そちらのほうを見ていただきたいが、こちら、最初のページを見ていただきたいが、3回、9月に実施をしている。合計で36人にご参加いただいたところで、そのご意見を項目ごとに章立てして分けている。それについて、質疑に対して、市の考え方ということでまとめさせていただいているものである。また、この中で網かけの部分があるが、そちらが、方針を策定するに当たって、それまでの原案のところから修正をした項目である。

また、3つ目の資料であるが、こちらについてが、パブリックコメントのご意見のほうをまとめさせていただいたものである。こちらについても、同じように管理運営方針1章から7章までであるので、その章ごとに、意見と市の考え方をお示ししていて、その中で、やはり網かけの部分を今回の方針の中で修正等で盛り込んでいるところである。

このような形で、市民のご意見も入れさせていただいて完成をしたところ

である。

続いて、方針のほうだが、方針については、1つ目の資料となっている。この方針の中のポイントとして申し上げますと、目次のほうがページめくるとあるが、こちらの中で、この方針の位置づけ、この方針については、中央図書館開館後を見据えての管理運営のあり方をまとめるとともに、この後説明させていただく条例等の改正に反映するために策定をするというものである。

また、ポイントが幾つかあるが、ページで見ていただくと27ページになるが、中央図書館の開館時間と休館日についてである。これも、これまでご説明もしているところだが、こちらの27ページの四角囲みのところに書かせていただいているが、中央図書館開館時間は午前9時30分から午後8時まで、毎日ということである。また、休館日についても、毎月第1・第3木曜日ということで、こちらも、市民の方から、これまで夜間開館についての多くの希望もあった。また、アンケートなども実施した中で、近隣の図書館の状況なども見て、午後8時までということにしているところである。

また、もう1点、地域館であるが、こちらについては、全館午後6時までの閉館を5時までに短縮するというところが主立ったところである。こちらについては、やはり図書館全体を運営していく中の事業費の総体というところも勘案した中で、5時以降の利用状況なども見ながら見直しをすることで設定をしていて、やはり、今後、しっかりと図書館全体として運営していくという中でこのような設定とさせていただいているところである。

28ページが、一覧として、各開館時間等、まとめているものである。

また、もう一つの大きなポイントとしては、29ページになるが、貸室の運用である。こちらについても、これまでご説明をしたところであるが、今までの活動室、講座室等については、読書活動の推進に当たっての市民団体に限ってというところで無料で貸し出しをしてきたが、ここを中央図書館開館にというところの中では、そういった活動に限定せず、広く市民の方に利用していただきたいというところ、その中で、コミュニティセンターや公民館等との整合も図るというところの中で、貸室使用料を徴収するというところで定めているところである。金額について、四角囲いでお示しをしている

ところだが、こちらも公共施設の使用料の設定に当たっての基本方針に合わせて設定をしているところである。

また、もう一つのポイントとしては、31ページからであるが、31ページ下のほう、駐車場については、地下二階に公用の駐車場とともに、障がい者の方向けということで3台のスペース、また、それ以外のところの部分では、駐車場のほうをご用意はしていないので、パルテノ多摩の西駐車場など、近隣の有料の駐車場を利用させていただくということに定めているところである。

32ページの(2)の駐輪場のところである。こちらについても、図書館については、1階の部分と、それから地下の2階の部分に自転車とバイク用の駐輪スペースを用意した。こちらも、近隣の使用の状況だったり、近隣施設では駐車場の使用料を徴収しているというところもある中で、図書館として、機械式の管理設備を導入して、駐車場の使用料を徴収するというようにしているところである。

想定額のほうは四角囲いのところである。なお、やはり自転車、子どもたちも多く利用しているという中でもあるし、近くの方も多く自転車利用されているので、3時間は無料というところで設定をしているところである。

今申し上げた部分が、この方針の中で主立った新たな部分となるので、方針自体は長いものなので、後ほどご覧いただければと思っている。

このような形で、方針のほうはまとめをして決定しているので、この場で報告をさせていただく。

三階委員長　　今るる協議会等の内容についての資料の説明等あったが、再度、この条例案の改正するポイントについてお伺いしたい。説明をお願いします。

横倉図書館長　　続いて、多摩市図書館条例の一部を改正する条例の制定のところ、私のほうから説明をさせていただく。

先ほど方針について私のほうで報告をさせていただいたところだが、条例について、こちらについて説明をさせていただく。

こちら、お手元の資料としては、市長提出議案の中の一部改正条例新旧対照表(参考資料)、そちらのほうを見ていただければと思っている。ページとしては、41ページからである。

こちらの条例については、先ほどの方針に基づいて改正をするものである。ポイントとしては、大きく2つある。1つが、図書館本館の名称に関するものである。そちらについてご説明をする。

この条例の新旧対照表41ページであるが、第1条の第2項、まず第2項のほうで、図書館の区分、名称及び位置は別表第1のとおりとするということでお示しをしているところであるが、こちらについては、44ページになる。44ページの別表第1、こちら、区分、名称、位置であるが、これまでの多摩市立図書館は本館だが、ここを多摩市立中央図書館、区分としては中央館ということに定めるものである。また、位置として、所在地のほうも変更となるものである。

41ページにまた戻っていただいて、第1条の1項のところだが、今お示したように、本館のほうの名称が変わる。そのような中で、多摩市立図書館が今まで本館を示していたが、今後は多摩市立図書館の全館の総称という形で位置づけをするということである。

そのような形で、この条例の名称についても、多摩市図書館条例から多摩市立図書館条例、このような形で名称のほうも変更をさせていただく。こちら、1点目のポイントである。

2点目のポイントであるが、こちらについては、先ほど方針のところでご説明したが、有料利用となる活動室、駐輪場の管理運営に関する規定を定めているところである。第4条以降になるところである。こちらのところだが、第5条のところから、使用の承認及び条件等、使用に関するところの部分を決めているところである。

また、42ページになるが、第8条のところ、使用料というところ、こちらについては、先ほど金額をご説明をしたところだが、45ページのところに、活動室の金額、1時間当たりの使用料の単価という部分、また、駐輪場に関しても、金額というところで使用料のほうを位置づけさせていただいているところである。

また、43ページのほうに戻っていただければと思うが、第14条であるが、駐輪場に関しても、例えば放置が続くような、そういった自転車等に関して、保管に関してだったり移送に関して、また、所有者の所有権を放棄し

たものとみなすといった、そういったところに関しても位置づけているものである。

このような形で、管理について、まず条例として定めるということで、今回、このような形で提案をさせていただいているところである。

また、なお、この条例を引用する多摩市学びあい育ちあい推進審議会の条例の一部についても、併せて改正となるので、よろしく願います。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第103号議案 多摩市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。

よって本件は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

次に、日程第4、所管事務調査 GIGAスクール構想についてを議題とする。

本件は継続案件である。前回9月17日の子ども教育常任委員会では、今後さらに先進市と視察を行った後、今まで調査した結果を整理し、報告書としてまとめる方向で進めていくことを確認した。前回の委員会から本日まで

の間は、市内の小・中学校の特別支援学級の視察を行い、児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況を調査した。さらに、文部科学省を視察し、国内のGIGAスクール構想による各学校への情報端末の導入状況や、国内よりも先行をして機器導入、活用を行った例が見られる在外日本人学校での取り組み等、課題等を学んだ。今回の委員会に向けては、今まで視察等調査してきた事項に対し、各委員よりご意見等をいただいた。

今後、これらを基に3月議会での最終報告に向けて報告書を取りまとめていきたいが、ご異議はないだろうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告するということが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告内容については、委員長に一任いただきたいが、これにご異議ないだろうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見等を受けて、今後も引き続き所管事務調査に取り組んでいきたい。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続審査の申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午後 1時02分 休憩

(協 議 会)

三階委員長 ここで、協議会に切り替える。

それでは、1番の多摩市立複合文化施設等大規模改修工事に関する改修概要についてということで、説明をお願いします。

古谷くらしと文化部長 協議会の案件1の資料を開いてほしい。

本件は、多摩市立複合文化施設等大規模改修工事に関する改修概要についての報告である。

1枚目の記載にあるとおり、多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）は施設の老朽化が進んできたことから、開館から30年が経過した平成28年に大規模改修に向けた議論が始まった。様々な方による議論を重ね、令和2年に大規模改修工事を開始し、今年の7月にグランドオープンをすることができたところである。

この大規模改修事業は、約5年の歳月と約80億円の費用をかけて実施をした一大プロジェクトである。その過程は、大変貴重な財産となることから、ここに整理して後世に残すことを目的として、資料としてまとめさせていただいたものである。

資料については、改修工事の経緯のところは2の項番のところにある。この後ご紹介する資料の概要の柱立ては3の項目に書いてあるとおりである。

こちらのほうを見ていただくと、おめくりいただくと、この改修工事の改修概要が一覧となって見ることができることになっている。改修する前の施設の様子、そして改修後の施設の様子、改修のポイントなどが一覧となって見えるような内容になっている。こちらの内容については、今後、来年の1月になったら、行政資料室のほうに配架をして公開をする予定である。また、市の公式ホームページのほうでも公開をする。

なお、来年の5月には、多摩ニュータウン学会からのお申し出により、多摩ニュータウン研究の25号に、本資料の内容をもとに、担当職員のほうが論文を執筆し、掲載がされる予定となっている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に、2番、大谷戸公園キャンプ練習場の利用料金改定等についてであ

る。市側の説明をお願いします。

私市スポーツ振興課長 協議会資料2番、大谷戸公園キャンプ練習場の利用料金改定等についてという資料をご覧いただきたい。

令和3年12月に策定した多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画において、大谷戸公園キャンプ練習場について、利便性の向上及び利用料金の見直しを検討することを規定した。計画策定後、運用の見直しを行ってきた状況と今後の料金改定等に関する検討状況について報告する。

これまでの取り組み状況である。1番、火気の利用が管理棟内のかまどのみに限定されていたが、キャンプ練習場エリア内であれば、利用者が持参したキャンプ道具での火気の利用を可能とした。

2番、たき火等で発生する灰の回収サービスを開始した。

3番、利用予約が総合体育館窓口のみでの受付となっていたが、電子メールによる予約申込みを可能とした。

料金改定の検討状況であるが、現在、体育施設の利用料金は、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針において、基本ルールによらない算定を認める施設として、近隣自治体の類似する同規模施設の料金を参考に料金設定をしているが、大谷戸公園キャンプ練習場については、近隣にキャンプ練習場と類似する施設が存在しないことから、総合体育館等の個人使用料と同額の210円と設定している。

しかし、利用料金が低廉であるため、稼働日数がふえると、収入よりも支出の増加が大きくなって、利用料金制による指定管理者へのインセンティブが機能しにくいなど、収支構造に課題がある。そのため、基本方針に定める基本ルールにより料金決定をする方式に変更することで、利用料金の適正化を図りたいと考えている。

基本ルールと言うのは、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に定められている、使用料を算定するために用いるルールである。原価（施設の利用にかかる費用）を施設の性質別負担率に応じて、利用者と税金でわち合う方式のことであって、屋外体育施設の性質別負担率は75%と定められているため、大谷戸公園キャンプ練習場については、原価に75%を乗じて、使用料の目安を算出した。

今回、この利用料金の改定に合わせて、施設の貸し出し備品の充実とか、初心者向けキャンプ教室の開催など利用者サービスの向上も検討している。

現在の条例は、団体のみ利用可能となっているが、需要が見込めるソロキャンプへの対応をするための条例の改正、その内容も含めたいと考えている。

また、利用の宿泊の利用時間について、現在は9時から翌日17時で最大利用時間32時間となっているが、一方で施設利用者の利用実態では、24時間以内の利用がほとんどであるので、24時間の利用に見直しを行いたいと考えている。このことによって、利用実態に合わせた適正な利用料金算定を行うとともに、現在の32時間利用では3連休あるうちの2日目に新たな宿泊の利用を受付ができなかったが、それが受付可能となって、市民の利用機会の拡充を図ることができると考えている。

利用料金の改定予定額だが、表のとおりとなっていて、変更前、大人が宿泊520円、日帰り210円。子どもは約その半額になっている。変更後は大人が940円、日帰りが310円となっている。市外の市民に対しては倍額を上限として検討している。

⑤番、野球場・球技場・庭球場・キャンプ練習場について規定する多摩市体育施設の管理運営に関する条例について、市民にわかりやすい条例名称とするため「多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例」という名称に変更したいと考えている。

利用料金について利用者の意見も伺っている。令和4年4月以降に大谷戸公園キャンプ練習場を利用した利用者に対して、34名から回答を得た。現在の利用料金について感想を伺ったところ、ほとんどの利用者が「安い」または「値上げすべき」というような回答であった。

宿泊料金として適当と考える金額を伺ったところ、1,000円との回答が多く、1,000円未満という回答はなかった。

日帰り料金として適当と考える金額を伺ったところ、500円との回答が最も多く、次に多いのが1,000円というような回答であった。

今後の予定としては、令和5年3月に条例改正案を上程させていただいて、審議いただいた後、条例の公布、ホームページによる周知、来年の7月、

条例施行を目標に進めてまいりたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 キャンプ練習場はなかなかない特徴的な施設なのと思うが、これまで利用者が利用しやすいように取り組みについても灰も持ち帰らなくていいようにサービスとかも行ってきたと思うが、その後、利用状況についてはふえているといったような状況なのだろうか。

私市スポーツ振興課長 一応利用状況についてはコロナの影響が大きくあって、平成29年から31年度の4月から8月までの4か月で見ると、宿泊が15件209名だったところ、今年度は55件の169名。団体利用をかなり制限してしまったというところがあって人数自体は減っているが、件数はちょっと上がっているというところがあったりする。

ただ、やはり利用者数が減少した要因としては、団体で20人とか、そういったところで日帰り利用とかがあったのが、やはり家族とかそういった単位数が多くなったというところはある。今後の利用状況も注視しながら、利用者増に向けては改善していきたいと考えている。

岸田委員 やはり多くの方に利用していただきたいというのは市も一致する思いだと思うが、先ほど伺ったのはコロナ禍の影響もあって団体制限を行ったということで、人数として伸びていかなかったというところがあるが、利用者の意見を聞いた中では、値上げしていくのが妥当であるというか、適正であるといったのがおおむねの意見だと思うが、実際に値上げしたことによる利用者数だったり、利用者件数への影響というのは市はどのようにお考えなのか伺いたい。

私市スポーツ振興課長 利用者意見にあるとおり、今のところ安いとか値上げすべきと考えていただいている、感じていただいているというところがあるので、宿泊料金として妥当と考えるのが大体1,000円ぐらいというところと、日帰り料金500円ぐらいというところで、それ以下には変更後の利用料金は収まっているので、ある程度、その利用は見込めるのかとは考えている。

それと同時に利用改定に合わせて施設の貸し出し備品の充実とか、初心者向けキャンプ教室の開催など、利用者増に向けもっと魅力的に使っていただけるような施策を合わせることで、利用料金の影響だけでなく、プラス

の面に持っていけるようにしていきたいと考えている。

岸田委員 料金だけではなくて、そういう備品の貸し出しの充実を行うとかより魅力をアップできるようなことも考えているということで、ぜひそれを進めたいなと思うのと、ただ、あそこは多分使うお手洗いが公園内にあるお手洗いということでかなり老朽化が進んでいて、そういった影響もあるのではないかと私は考えているので、ぜひそこら辺についても考えていっていただきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 先ほど使った方の延べ人数は減ったかもしれないが、件数はふえているといったことで、今後こういった様々な改善を料金だけではなくて行うことで、利用者のニーズというのは伸びていくと捉えてよろしいだろうか、そういうふうに捉えて考えているということではよろしいだろうか。

私市スポーツ振興課長 コロナのこともあって、キャンプ需要というか、そういったところも世間的にはふえているし、ただ一方で、やはり人との接触というところがあるので、今後のコロナの状況も見ながらにはなるが、魅力ある活動の場として整備して、その運用とかその施設を充実させていくことで利用をしていただけるような環境にしていけば、利用者は伸びていくと私は考えている。

大野委員 なかなか先ほどもお話があったように、練習場自体があまり近隣に多分ないというところなので、そういったところも魅力であるし、ソロキャンプへの対応ということもあろうかと思うので、ある意味、今のトレンドというか、そういう流れにも合致するのかというところで期待はしたいところなのだが、やはりきちんとそういった取り組みをすることで活発にしていくことは大変結構だと思うが、例えば利用者がふえるということも含めて、こういった取り組みを行うに対して、周辺住民の皆さんに対しての説明などは何かされているだろうか。

私市スポーツ振興課長 現時点においては周辺住民に対して説明はしていない。

大野委員 私がちょっと気になるのは、駐車場に接している住宅地の方が、これは主に駐車場の問題だと思うが、夜中に入ってくるような人がいたりして騒音の問題などもあるということで、実際にキャンプ利用する人がいたら、む

しろそういうことは防げるのかとも思ったり、今後、駐車場の有料化などの問題で、もし整備が進めばそういったことももしかしたら防げるのかということは期待したいが、やはり近隣が住宅地でもあるので、そういったものに対して何か動きがあるときに、きちんと説明なり、あるいは何か声があったときに対応できるような仕組みというのは必要かなと思うが、もし市のほうで現在気になっているようなことがあればお聞きしたいが、特にないだろうか。

私市スポーツ振興課長 現在この件について、周辺から意見を特段いただいていることはないので、そのように認識している。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次、3番、テニスコート人工芝マイクロプラスチック流出抑制対策の実施状況についてである。市側の説明をお願いします。

私市スポーツ振興課長 協議会資料の3番、テニスコート人工芝マイクロプラスチック流出抑制対策の実施状況についてという資料をご覧いただきたい。こちらは当日配付となってしまって申しわけない。

企業と内容の確認に時間を要し、当日配付となってしまった。では、こちらの内容について報告させていただく。

こちらの取り組み概要として、2ページに書いている。マイクロプラスチックの河川及び海洋流出は、地球規模の環境問題として顕在化してきていて、多摩市と多摩市議会と共同で多摩市気候非常事態宣言を行うなど、環境問題に取り組んでいる。

本市の公共スポーツ施設においては、市内庭球場28面中25面で砂入り人工芝を採用しており、これらの人工芝からもマイクロプラスチックが発生し、河川等に流出していることが考えられ、対策の取り組みが必要になっている。

一方で、テニスコートの人工芝におけるマイクロプラスチック対策は、有効な手法が確立していない状況にあることから、人工芝製造企業の協力による実証実験を実施している。この取り組み状況について報告する。

経過として今年の5月、多摩市体育協会・多摩市硬式庭球連盟・多摩市ソフトテニス連盟と、人工芝のマイクロプラスチック問題について情報を共有した。

今年の6月、住友ゴム工業株式会社と奈良原公園庭球場において実証実験を開始して、市内テニス団体に実証実験資材の定期点検にご協力をいただいている。

今年の10月から、大嘉産業株式会社と多摩東公園庭球場において実証実験を開始した。同月、積水樹脂株式会社と多摩東公園庭球場において、フィルターのテスト設置を開始した。

今年の11月、多摩市立青陵中学校によるSDGsをテーマとした企業訪問学習において、スポーツ振興課にお尋ねがあつて、人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策に対して、こちらから紹介した。摩耗した人工芝や捕捉したマイクロプラスチックを実際に見ていただいて、後日参加いただいた中学生からは、このマイクロプラスチック対策の重要性に関する内容が印象に残ったと、お手紙をいただいた。

では、調査状況について、3ページ目を見てほしい。今年の6月からU字溝に側溝フィルター、排水溝に側溝フィルターを設置して、降雨後に写真のとおり、マイクロプラスチックの捕捉を確認できた。3か月間の捕捉量が合計で92.7グラムであった。

外囲いに関してだが、こちらについては捕捉量は少なく僅かであった。空中飛散状況調査というのを行っていて、壁面に粘着性の不織布を設置して、マイクロプラスチックの空中飛散量を調査したが、確認はされなかった。

側溝カバーというところで、人工芝と不織布の2種類を用いて、側溝の上にカバーを設置した。マイクロプラスチックの付着を確認できたが、一応、マイクロプラスチックのみを取り出すことができないので、捕捉量は不明である。こちらで捉えたマイクロプラスチックの処分のためには、数年から10年でカバーを含めて撤去と再設置が必要と考えている。

次のページ、ご覧いただいて、マイクロプラスチックの発生量の調査を行った。奈良原公園庭球場の4面の各テニスコートの4分の1の各測定ポイント、測定箇所の残存芝丈から損耗量を試算して、4面合計の損耗量が年間

4.2キログラムあった。

側溝フィルターのマイクロプラスチックの捕捉割合というのを出して、この3か月間92.7グラム、側溝フィルターで取ることができたので、年間4.2キログラム出ているうちに計算すると、まず4.2キログラムに3か月分、4分の1を掛けて、側溝の流入、南北に側溝が分かれています、南側が全部捉えられたというところで2分の1をこれに掛ける。そのうち南側の4分の1に側溝カバーをかけていたので、4分の3を側溝フィルター、この図で言う赤い部分のものが全部側溝に雨で流されたと仮定すると、3.9キログラム取れるはずだとの試算が出る。そのうち92.7グラムを側溝フィルターで取ることができたので、捕捉率としては2.3%という結果であった。捕捉量の割合が2.3%と少ない要因は不明であるが、まだ側溝に流れ込まずに人工芝やこの砂の中に滞留している可能性なども考えられる。ただ、現時点ではちょっと未確認というような状況である。

次のページに実証実験における課題があって、写真のように、フィルターにマイクロプラスチックがつくと、排水阻害を起こして、水がフィルターを乗り越える越流水の問題が出てくる。矢印のように水を乗り越えるというところがあった。

真ん中の写真のように、乗り越える水にマイクロプラスチックが含まれているかどうかというところをフィルターをやったところ、そちらにもきちんとついてたということが確認が取れた。また、下の写真のように降雨量が多いときには、短時間でマイクロプラスチックの付着が確認が取れて、降雨中に新品のフィルターを設置したところ、30分たたないうちに全面が緑色になったというような結果がわかった。

次のページ見ていただいて、住友ゴム工業と10月から内容を一部変更して、実証実験を継続している。集水桝や排水溝に暗渠パイプという水を通すパイプを入れて、それを砂の上に載せて、砂をろ過剤としてマイクロプラスチックを捕捉するというようなものを設置している。

また、越流水対策として側溝フィルター、今まで2連で設置していたが、それを4連に増設している。また、ちょっと特殊な立体型フィルターというフィルターを使うなど工夫をしている。

次の7ページを見ていただくと、大嘉産業株式会社様との取り組みが10月から開始していて、こちらは環境に配慮した天然素材のフィルターをフィルター材として使用していて、フィルターの設置方法もグレーチングの下やU字溝の底とか、工夫をしたような設置方法になっている。

右下の写真にあるように積水樹脂株式会社様と、もう製品化されている「MPフィルターGT」というものを排水溝に設置をさせていただいている。この2件については10月より実証実験を開始したばかりなので、今後の効果とか課題の確認を行っていきたいと考えている。

最後8ページだが、今後の予定として、捕捉率など実証実験の効果検証について、現時点で十分な考察が難しいというところと、あと11月以降、降水量が少ない時期になることから、今後半年程度の期間は実証実験の効果や現状課題に対する対応策の検証が十分にできないことが想定される。

一定の効果と課題の確認がされたものの引き続き対策の研究が必要な状況にあるので、今後、令和5年度の春から夏を中心とした降雨が多いときに効果検証が必要であるので、令和5年度も引き続き企業と連携した実証実験を進めていって、庭球場利用団体などと情報共有を行いながら、マイクロプラスチック流出抑制対策の必要性等について、利用者にご理解いただけるように努めていきたいと考えている。

最後、予定として今月下旬に多摩市体育協会、市内テニス団体との意見交換とか人工芝張り替え工事が完了する貝取北公園、連光寺公園庭球場にマイクロプラスチックの対策を実施する。令和5年度も継続して実証実験を開始して、10月をめどに実証結果を評価総括し、ガイドラインの対策について検討していきたいと考えている。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員

2ページ目で、青陵中学校がちょうど企業等訪問学習で、その会社のほうがこの取り組みというか、ご紹介したというのが、主にどんな内容だったのだろうか。

また、例えばこういったような学習というのを、これは私たちはもう任期は4月いっぱいまでだが、今後もし議会のほうもこういった実証実験の結果を見たいとか、あるいは様子を直接例えば現場で知りたいとかといった

ときに、そういう受入れということは例えば市議会のもしかしたら生活環境常任委員会だったりとか、私ども子ども教育常任委員会なのかもしれないが、あるいは合同だったり、あるいは希望者でというのはあるかもしれないが、一応、市議会としても市と共同で気候非常事態宣言というのを出しているから、議会というのやはりきちんとそういうのを踏まえておく必要が、新しい議会がどう考えるかというのはあると思うが、考え方としてあるのかと思うが、その辺りの用意というのはあるだろうか。

私市スポーツ振興課長 青陵中学校さんのSDGsをテーマとした企業訪問学習は、市役所のスポーツ振興課に直接いらっしゃって、スポーツと交流というか、あとSDGsというような内容でいろいろ質問をされて、一応その一環として、生涯学習という面でのスポーツのSDGsの捉え方もあるし、こういった今やっているところでいうと、その「つくる責任 つかう責任」というところの人工芝の問題もあるというような内容を見せたところ、一応こういった印象というか、感想をいただいたというようなところである。企業さんに行ったというよりは、スポーツ振興課に来たというような形である。あと今後の取り組みについても、経過等は議会等にも報告させていただく。あと現場でも見ていただけるように、そういう準備はできる。

大野委員 中学生の方がこういうお勉強するというのは、一般的なところとしても大事なことだと思うし、ちょっと分野は違うが、先日も多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校の高校生の方が、多摩センターでプレゼンをして、「街なか探究期末テスト」と言うのか、本当は学校内で最初はプレゼンしたものを、せっかくだから一般の市民の方にも聞いていただこうということで、我々議員がもっとそういうものと接触すべきかなと、それこそ議会報告会とか我々以前は高校の生徒会の方とも、役員の方とも懇談したりとかもやったが、市としても多分そういった経験がまちづくりやいろいろなものの啓発に大変有効になっていると思う。

今回こういう形で、中学生がこういうことをやったということも、大変重要な教育の観点からも大事なと思うので、ぜひそういったものをもっと啓発も含めて取り入れていただけたらいいのかと思ったので、それは意見として申し上げたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、4番である。総合体育館レストラン運営の見直しについてである。
市側の説明をお願いします。

私市スポーツ振興課長 では、協議会資料の4番、総合体育館レストラン運営の変更についてをご覧いただきたい。こちらも当日配付となって申しわけない。

12月上旬に事業者が決定したので、資料の提出期限にちょっと間に合わなかった。では、報告内容の説明をさせていただく。

多摩市立総合体育館のレストランについては、総合体育館指定管理者の自主事業として運営を行っている。指定管理者により、レストラン運営の新規協力事業者を公募して、レストラン事業者が変更されることとなったので、報告する。

経緯としては令和元年9月、総合体育館指定管理者の公募に当たり、指定管理者候補者選定委員会により、「総合体育館レストランコーナーの有効活用については、一定の提案があったものの十分と言える内容ではない」との報告を受けている。その後、令和2年度、3年度、コロナの影響で飲食事業が大打撃を受けていて、相談がなかなか進まなかったところはあったが、令和4年4月、指定管理者、スポーツ振興課及び市内福祉団体によるレストラン運営に関する意見交換を実施した。

令和4年10月に、指定管理者によりレストラン運営協力事業者を公募して、市内福祉団体1団体より応募があった。

令和4年11月に、書類・プレゼンテーションによる審査があつて、応募事業者1団体を決定事業者とする審査結果を発表した。

決定事業者は、社会福祉法人、正夢の会様である。正夢の会様は、多摩市、稲城市などに拠点を置き、障がい者支援活動を行っている社会福祉法人であつて、多摩市永山でコラボたまワークセンターつくしを運営している。

飲食事業としては、稲城市役所隣の中央文化センター1階で喫茶店「ぽらへの」を運営している。

今後のスケジュールとしては、現在のレストラン運営は今年の12月28

日で営業を終了して、令和5年1月から3月の間に、新規レストランの運営に向けた開店の準備作業を行って、令和5年4月から新規のレストランを開店できるよう準備を進めている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 以前、このレストランに関しては、議会も含めて、ちょっと様々な厳しいご意見があったように記憶している。指定管理者が選ぶということなので、市が直接どうこうというのはなかなか難しい部分はあるつつも、私たちより前の子ども教育常任委員会などでもおそらく強い意見があったようにも記憶しているが、今回、新たに変わるということで、何か市が留意していることとか、こういったことは伝えるとか何かそんなことはあるのだろうか。

私市スポーツ振興課長 いろいろな民間事業者とかそういったヒアリングをした中でも、なかなか収益が見込めないというところが、参入困難な意見の理由があった。今回の事業者さんにおいても、赤字運営というのがやはり難しいので、なるべくうまくいくようなサポートとか周知とか、そういったところは協力していきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、次に行きたい。

5番、令和5年度4月1次認可保育所等入所申請についてである。市側の説明をお願いします。

植田子育て支援課長 令和5年度4月の1次認可保育所等の入所申請について、資料のほうをご覧ください。

まず、1番目、申請受付期間及び受付方法ということで、郵送と電子申請に関しては、10月19日から11月9日まで行った。窓口に関しては、10月31日から11月9日ということで行っている。

2番の入所申請についてということだが、令和5年度の欄をご覧ください。年齢ごとに申請者の数を記載している。右側に合計というところがあって、令和5年度は510の申請があったということで、令和4年度に比べると、前年比でプラス6という現在の状況である。ただ、0歳に関して

は令和5年度160というところで、4年度に比べてマイナスの29というところになっている。参考までに令和4年度と5年度の募集人数というところで、表のほうに記載している。

3番目の令和5年度入所の今後のスケジュールになる。来年1月27日の金曜日に、第1次申請の利用調整結果を通知する予定となっている。2次申請に関しては、来年1月10日から2月17日までの間、受付を行う。1次申請利用調整後に定員に空きがある場合のみ、2次の利用調整を実施するという予定で考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 受付に関して郵送と電子申請と窓口があると思うが、もしそれぞれの内訳がわかれば教えていただきたい。

植田子育て支援課長 合計が510だが、郵送が226、電子が129、窓口が155ということで、郵送と電子で約7割をカバーをしている。窓口に関しては3割ということになっている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 この件は終わりたい。次に6番、令和4年度第3回多摩市子ども・子育て会議の概要についてである。これは4つに分けて、一番最初は子ども・子育て会議委員の改選、次はヤングケアラー、3番目に高校生等の医療費、そして4つ目に多摩市母子保健と分けて説明、質問したいと思う。よろしくお願ひする。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、協議会資料6をお開きいただきたい。20ページものの資料となっている。

まず、初めに、私のほうからは20ページの1ページ目、令和4年度第3回多摩市子ども・子育て会議の概要について、ご説明したい。

今回、子ども・子育て会議の委員が、3年の任期満了に伴って新しい委員に改選になっての第1回目という形となるので、その旨も踏まえてご説明する。

まず、開催の日時は令和4年11月17日18時30分から開催をさせていただいた。委員は15名中全員15人出席という状況であった。

(2) の子ども・子育て会議委員の改選については、私、その後、(3) の報告案件3件あるが、①は引き続き私からご説明させていただいて、②は植田子育て支援課長、③は、田島子ども家庭支援センター長よりご説明をさせていただきます。

では、2ページ目をお開きいただきたい。左側が改選となった委員の一覧となっている。15名のお名前を並べさせていただいているが、この中で、15名中11名が新しい委員となった。名前の後ろに米印がついている方は、前回から引き続きの4名という形となっている。この委員のメンバーは令和4年11月1日から3年間、令和7年10月31日までの任期ということでスタートしたところである。

右側の資料をご覧いただきたい。子ども・子育て会議の次第をつけさせていただいた。新しい委員となつての初めての会議であったので、委嘱状の交付であるとか、委員の自己紹介、そして3番目の会長選出、4番目、副会長選出を行った。会長選出に当たっては、名簿最上段の学識経験者、加藤悦雄氏が互選により選出されたところである。

4番の副会長選出については、名簿2番目の学識経験者の立花副会長が選出をされたところである。

その後、子ども・子育て会議の概要について簡単にご説明をさせていただいて、報告事項を3件報告したところである。

では、次のページ、20分の3をお開きいただきたい。まず、ヤングケアラーの実態調査についてご説明をさせていただいた。

こちら、子ども教育常任委員会の皆様にも事前にお知らせをしたところであるが、ここで改めて、子ども・子育て会議でご報告をしたところである。

まず、調査の意義については、多摩市内の子どもたちの実態を把握して、支援が足りなければその支援の考える基礎資料とすること、また、支援が必要な子どもたちを早期に発見することを目的として実施をした。

調査対象、方法については、小学校5年生から18歳までの高校生世代、合計約9,200名に対して調査を行ったところである。方法については、小・中学校については学校の協力のもと、QRコード付きの案内文からG

I G A端末を活用してのウェブ上のアンケートとした。また、高校生世代については、郵送でQR付きの案内文をお送りしたのと同時に、紙でも回答できるように調査票をお送りしたところである。

調査様式については、後ろのページにつけさせていただいているので、後ほどご説明する。

真ん中の調査項目、報告書内容については、調査項目は約20問程度の質問とし、最後に支援が必要な子どもが自ら任意で記名ができる様式としておるところである。その記名があった子どもに対しては、子ども家庭支援センターが中心となって、学校の協力を得ながら支援策の検討を行うという形にしている。

報告書については単純推計等々、これから分析をして、2月末から3月頭にはしっかりとした報告書を作成して、また、委託事業者にも入っている、課題解決に向けた提案なども載せていきたいと考えている。

スケジュールについてはもう既に始まっているが、令和4年の11月下旬から12月中旬までがアンケート実施という形で、具体的には小・中学校は11月28日から12月9日金曜日の2週間、高校生世代は11月28日から12月16日まで、明日までの3週間で実施をしているところである。

12月下旬から、支援が必要な子どもの情報を子ども家庭支援センターと学校と共有して支援を開始をする。具体的には12月19日から12月23日の週で、子ども家庭支援センターと学校のほうに情報共有しながら、連携を始めるという形を考えている。2月下旬から3月には報告書を完成させていきたいと考えている。

資料の横についているのが、まず小・中学生の保護者の皆様へお送りした通知の見本となる。

その次のページには、裏面が左側にあるが、右側は中学生のお子様用の通知ということで、例示で載せさせていただいている。

その隣のページには、左側は子どもたちの通知の裏面となるが、右側から、中学生用のアンケートの例示を載せさせていただいている。こちらの資料については、11月4日付の子ども教育常任委員会のフォルダにもアッ

プをさせていただいているものと同じものを子ども・子育て会議で共有したところとなる。小・中学生については、先週の金曜日に調査が終わった。

速報として数だけにはなるが、まず、回答率としては、小・中学校合わせて約90%の回答を得たところである。この後しっかりとその助けを求めている子どもがいるか、いないか等々しっかりと情報を整理して、子ども家庭支援センター、学校と協力して、支援を行っていきたいと考えている。

三階委員長 それでは途中だが、ここまでで、ヤングケアラーのところまでで質疑はないか。

岸田委員 調査の中で、性別を聞くところがあると思うが、答えたくないとかその他という配慮もされてはいるが、人の性別が多様なものであるといった認識が広がっている中で、子ども青少年部の所管としては、性別関係なくその年齢で決まってくると思うが、あえて性別を聞いた理由について伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長 アンケートの中で男女を聞いた理由についてであるが、国の調査でもまずは設定をされているというところでは、国と多摩市の状況の比較をするためにも必要と捉えて、設定をしたところである。そして、傾向を捉える分析としての項目として必要と考えていて、例えば国のクロス集計でも、誰と一緒にお世話をしているかというところでは、男性は、自分一人だという回答が多い中、女性は、父や母、兄弟とといったような男女別で傾向が違うというところが出ている。なので、男女でお世話の種類や自分一人か誰かと一緒になっているかなど、傾向をつかみながら支援を考える情報として必要と捉えている。

また、お世話の頻度が女子のほうが多いという結果がもし出たとしたら、家庭内で例えば女子への期待が高いであるとか、そういったところがまず分析ができるかなど。女子自身が自分が担わなくてはどういう気持ちになっていないかといったところも探れるのではないかというところで、将来の女性たち、女子たちのキャリア形成への影響や、また、男女平等実現の阻害要因の一つとなっていないかなども分析をできるという観点で、この男女をしっかりと捉えながら、研究していきたいと考えている。

岸田委員 ただ、人数を把握するためにこの調査項目を入れたのではなく、傾向をきちんと捉えて、そういうジェンダー平等だとかそういった課題について

も取り組んでいくということで、もしそういう傾向があるならば必要に応じてだと思いが、女性センターだとかというのと連携しながら取り組んでいくお考えがあるのかだけ確認させてほしい。

水野子育て・若者政策担当課長 既に女性センターにはこのヤングケアラー調査をやるということと、また、この男女の項目があるというところは情報共有をしているところであるので、しっかりと結果を女性センターと協議しながら進めていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 小・中学生の保護者の方に事前にこういうアンケートをやるということの告知については、悩んだみたいなお話もしか伺っていたと思うが、実際にこういう形でお出しして、お問い合わせや何か意見というのは市側にあったのだろうか、あるいは学校にあった例は聞いているか。

水野子育て・若者政策担当課長 保護者通知をした後、我々の児童青少年課や学校への問い合わせがあったというのは特段、数はなかった。ただ、QRコードをつけて保護者の方にも内容が全て見られるということで開示をしていたので、そのQRコードを使って、保護者が見たという閲覧の数はかなりあったので、そのお知らせを見て、QRコードの先をまたお読みいただいて、ご納得いただいたのであるなど解釈している。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 ヤングケアラーの、この学校を通してのアンケート調査があるということになって、私はこの席でとてもこの学校でやるのが大事というか、いいのではないだろうかと言ったが、たくさんの先生に聞いたわけではないが、少数の先生だったが、学校現場はしょっちゅうこのアンケートが来て、右から左に見て、流していくみたいな、そんなことがなきにしもあらずだという話を聞いてちょっとがっかりしたというあれがあるが、一つはやはりこの結果、分析はこれから子ども家庭支援センターとかを中心にやっていかれると思うし、そこで浮き出てきた問題については、それこそ今ある制度のあらゆるものを使って救済をしていくという形になっていくのかと思うが、私はこの現場の先生たちが、ご自分たちのクラスの中で実はこういうところでちょっと心配なことがあるみたいなことがよくわかるようなこととい

うか、それはこれからの学校運営の中でもとても大事だと思うが、その辺りのお考えというか、これは教育委員会ともつながるものだと思うが、どのように学校教育のほうに反映させようとされているのか、その辺りを伺いたい。

鈴木教育部長　今回のアンケートについてはご質問者からいただいたように、右から左というような、そういう対応はさせていただいていない。これまでも議会で補正予算のときにも、子ども青少年部長からも、教育委員会からもご説明させていただいているとおおり、両部で連携をして全ての子どもたちの状況を把握し、把握にとどまるのではなくその後の対応までということ調整をしているので、今ご質問いただいた部分については、これから分析が始まる。今日ここで報告されているのは速報ということで、私どもも情報をいただいた。

これから内容の分析を子ども青少年部、教育委員会事務局あるいは学校と共有する中で、適切な対応を図っていきたいと思う。

安齊委員　ぜひ教育現場のほうに有効につないでいくように、その辺りを十分に配慮してやっていただければと思う。

三階委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長　次の高校生の医療費の助成についてである。

植田子育て支援課長　高校生等医療費助成事業の創設についてというところである。資料のほうをご覧いただきたい。

委員の皆様には、既にご案内のとおりとなっているので、詳細な部分については、これまでの説明と重なる部分があるので割愛をさせていただく。今回子ども・子育て会議のほうで、こういったところの報告を受けたということでご承知おきいただければと思う。

概要、目的、そして実施時期、こちらについて令和5年の4月1日というところでご説明をした。対象としては記載のとおりである。対象者見込みというところも3,700人とこれまでと変わっていない。

次のページ、6番目、これまでの経緯と今後の主なスケジュールというところでも変わっていない。順調にこのスケジュールどおり今進んでいる状

況である。

7番は、参考までということで、令和4年9月の報道時点での近隣市の状況を記載したものである。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次に④の多摩市の母子保健のことである。

田島子ども家庭支援センター長 ページは20ページ中の19ページ、20ページとなる。

こちら9月の子ども教育常任委員会において、ご説明を詳細はさせていただいている内容を子ども・子育て会議の委員さんにご説明した内容となるので、詳細は省略させていただく。

プロジェクトチームを立ち上げて検討し、令和6年度中に一体的な相談支援体制の完了を目指すということでご報告をさせていただいた。

三階委員長 この点についての質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次にいきたいと思う。

次は7番、令和4年度児童虐待防止啓発活動についての経過報告。

田島子ども家庭支援センター長 説明させていただく。資料をご覧いただきたい。

令和4年度の児童虐待防止啓発活動について、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて現在も取り組んでいる部分が一部あるが、こちらの資料のとおり現在進めてきたところである。

1つ目はダブルリボンの展示ということで、こちらは令和3年度から女性センターとの共催で実施をしている。

次に、児童虐待防止教育に関しては、令和3年度は試行ということで、各保育園全園ではもちろんできず、3園で試行をさせていただいて、今年度は本格的に実施ということで、11園、今年度行っている。現在も継続的に行っているが、目的としては、子どもたちが家庭内で感じた嫌なこと、困ったことを保育園や学校の先生等、信頼できる人に話をすることができるようにロールプレイを見て、子ども自ら発信できるようにするというで行っている。来年度も10園、実施予定で行っているところである。

次のページに参加者数とあるが、11園の年長児に対して行っていて、2

54名、最終的には受けていただくという予定でいる。

次に、児童虐待防止啓発講演会についてである。今年度、健幸まちづくりシンポジウムと共催で行って、「～ヤングケアラーにきづき、つなぐために～」ということで11月22日に実施をした。講師は田中悠美子先生、日本ケアラー連盟理事、そして立教大学コミュニティ福祉学部助教でいらっしゃる講師の先生をお願いした。

参加者は72名となっていて、アンケートの結果を見たが、このようなヤングケアラーの具体的な内容が聞けたというふうなことや、今後のことをまた身近なものとして考えていきたいというような、大変好意的なアンケートがあったことと勉強になったというふうなことであったので、今後も引き続き周知のほうはさせていただきたいと考えている。あとその他に関しては、資料をご覧いただけたらと思う。

三階委員長 この件について質疑はないか。

岸田委員 児童虐待防止教育ということで、本年度は予定も含み認可保育園の11園で実施ということなのだが、もう来年度分は10園実施予定と書かれているが、市内にいる年長児たちは、認可保育園だけではなく幼稚園だったりとか認証保育所だったりというところにも在籍していると思うが、その子どもたちに対しては行う予定はないのだろうか。

田島子ども家庭支援センター長 本来であれば全年長のお子さんには思っているが、やはりそこは課題の一つにはなっていて、広めていくにはやはりかなり人、時間やそこに3名ほど職員が行って行くので、その辺りの稼働というふうなところでは、現在こちらの保育園にとどまらせていただいているところではある。その辺り課題として受け止めていて、今後検討していきたいとは思っている。

岸田委員 ぜひ大切なことだと思うので、その課題解決に向けてというところで、よろしくお願ひしたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 まず、同じところで、これはもしかしたら昨年も聞いたかもしれないが、実際こういうことをやって成果というか、つまり子どもがこういうことでと、自分から何か言った例というのはあるのかどうかということについてお願

いする。

田坂公立保育園担当課長 昨年度、公立保育園が最初にこのロールプレイでやっていただいたが、やはり子どもたちがとてもわかりやすいプログラムだったので、その後、家のこともこういうふうにして話せばいいんだという子どもたちの数が割と多くて、子どもたちから家の様子を聞くということが、すごく積極的に話してくれるという姿はあったので、効果があったなというところは感じている。

大野委員 ここから先は難しいのかもしれないが、そのご自身のお家の様子とかということでもくられてしまうだけではなくて、何かちょっと問題あるかなみたいなことが気づきにつながった例というのはあるのだろうか。

田島子ども家庭支援センター長 保育園の先生方と事前に準備をしながら、また行った後もどのような様子であったかといったところをしばらくしてからアンケートをいただいたりとかしていて、やはり先生方もお子さんの発言に今以上に丁寧に対応していただいているし、また、すぐにそういう部分がこういう重要な発信なのだということを捉えて、子ども家庭支援センターのほうにはすぐにご連絡いただいているというふうなところが、効果として出ているかと思う。

大野委員 なかなか具体的なことを今ここで聞きたいわけではないが、そういうことにつながっているということであれば大変必要なことであるし、特に小さいお子さんは、なかなかどこまでいろいろなことをしゃべっていいのかというのは多分わからない。私なんかも別に何かいろいろなことを勝手にしゃべっていいのだみたいなことは、なかなかやはり幼稚園だったり学校時代というのはわからなかったほうだったので、やはり幼いうちからそういうことを自分で言えるということは大事なことだと思うので、ぜひこういったものは充実していただけたらと思う。

あと、今回健幸まちづくり等のセミナーに関しても感想だけなのだが、本市職員の方が、もっと学校の教員の方でなかなかこういうところでお話するのは別でご自身の体験談みたいなのも率直に聞けたので、大変そういう機会はよかったなと思うし、なおさらその教育分野とこういう子ども分野の連携ということの必要性をわかりやすく示した例だったなと思った

ので、ぜひそういったことは今後も続けていっていただきたいなということ意見を意見として申し上げる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、次にいきたい。

次は8番の令和5年多摩市二十歳の祝賀祭についてである。

石山児童青少年課長 協議会資料の8番をご覧いただきたい。

来年1月9日に、令和5年多摩市二十歳の祝賀祭、旧の成人式である。そちらのほうの実施をさせていただきたいと考えている。

こちらは昨年同様、感染症対策を考えて二部構成という形で、午前、午後という形に2回に分けて行う。令和4年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによって、今回成人式ではなく20歳の節目に行う20歳の方を対象とした式典という形になる。

会場は令和4年、今年リニューアルオープンしたパルテノン多摩大ホールで開催を予定している。対象人数は1,413人になる。開式が11時からの45分と、14時からの45分を予定している。

この「二十歳の祝賀祭」という、この会の名前自体も今年の20歳の実行委員さんが決めたものである。また、テーマになる『再会～巡り会えた縁に感謝を～』というところもこの20歳の実行委員さんの発案によるものである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 今、今回の対象の人たちが祝賀祭という名前を決めたということなのだが、これは毎年そういう形で決まっていくのか、それとも今回祝賀祭と決めたので祝賀祭という名前は継続なのかということをお伺いしたい。

石山児童青少年課長 基本的にはこのタイトルで今後も継続していきたいと考えているが、また、その実行委員さん、その年の実行委員さんでまた別の考え方があれば、ちょっと見直したいというのはあると思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 次の9番へいきたい。

令和5年度学童クラブ入所申請についてである。

石山児童青少年課長 引き続きになるが、今度は協議会資料の9番のほうをご覧いただきたい。

令和5年度、来年度の4月1日以降の学童クラブの入所申請、こちらの第1期の受け付けたところの数値についてご報告をさせていただく。

令和5年度の受付（第1期）の申請数は1,801件の申請があった。1期の申請内訳としては、窓口、学童クラブ、それから郵送、インターネットとあって、インターネットの受付が昨年15%に比べて今回39%と、大幅に伸びたということになる。

こういったことに伴って、窓口での受付の期間も11月1日から、昨年だと7日まで受け付けたが、今回は5日までという形での受付とさせていただいた。

今後の予定としては第2期、今現在が第2期の申請の受付期間中であって、こちらが1月10日までで、3月17日まで、第5期までの受付を順次やっていくという予定である。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 第1期の申請でインターネットの申請者が倍以上ふえたということは、その理由としては、単純に手法が周知ができたということだけなのか、それとも何か提出の仕方、送信の仕方とかに工夫があるとか、書類の何かやりやすくなったとか、そういう工夫があったのかどうかということについてお聞きしたい。

石山児童青少年課長 特段やり方、フォーマットが変わったというものではない。むしろ昨年不安があったので聞いたりとかしながらやったところが順次定着して、今回はインターネットでやってみようというところに行ったのかと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 それでは、次に移りたい。

それでは、続いて10番、令和4年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書についてである。

加藤教育振興課長 協議会資料の10番、お開きいただきたい。10番、2つ入れさせていただいている。報告書と概要版ということで入れさせていただいている。令和4年度の多摩市教育委員会事務点検評価報告書、こちらのほうがまとまったのでご報告をさせていただくところである。説明は概要版でさせていただく。

こちらの事務点検評価報告書については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づいて、1年間に行った教育委員会の事務がどのようなものであったのか、教育委員会が自ら振り返り評価をする取り組みとなっている。

多摩市では、「第二次多摩市教育振興プラン」、こちらを立てているので、そちらに基づいて実施している74事業、こちらの中から教育委員のほうで10事業を選定して、評価をしていただいたところである。

10事業のうち5事業は新規評価事業、ほかの5事業は令和2年度に一度評価をしていただいたものの再評価である。こちらは多摩市としての取り組みである。

こちらについて1ページおめくりいただいたところになるが、10事業の評価がこちらに入っている。大きくは目標の達成状況と今後の方向性、AからDまでの指標を立てて、おのおのをご評価をいただき、教育委員会の中で協議をし、あと学識経験者の意見なども踏まえながら評価し、今後の方向性ということで定めているものである。こちらは後ほど報告書をご覧いただければと思う。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次に行きたい。

11番、多摩第三小学校建替事業第一回地域懇談会報告についてである。

加藤教育振興課長 では、協議会資料の11番をお開きいただきたい。

多摩第三小学校の建替事業第一回地域懇談会を12月3日に開いたので、そちらのご報告となる。

かねてから、子ども教育常任委員会のほうではご報告をさせていただいているが、多摩第三小学校については建て替えの方向性で進めている。地

域、保護者、そちらの意見を聞いていくというのがすごく大事なところになるというところになるので、地域懇談会を今年度開催して、基本構想を今年度立てていくに当たり、皆様のご意見をいただくといった機会を設けるところである。

12月3日当日については、教育長、教育委員含めて出席をし、参加者としては、多摩第三小学校の体育館に22人お越しいただいた。それとともに今回Zoomでも配信をして11人の方がご視聴いただいたところである。

こちらに当たっては周知ということで、11月16日以降に学校を通じて児童の保護者、学校運営協議会の委員さん、乞田貝取ふれあい館の運営協議会さん、学区の自治会、団地のマンション管理組合、あと学校の近隣にお住まいの方へのポスティング、こういったところで周知をさせていただいて、ご参加いただいた方が先ほど申し上げたとおりというところになる。

ご説明をさせていただいた内容については、2ページ以降のスライドというところにつけさせていただいている。本日は説明のほうは割愛させていただく。

内容としては整備の方向性について、事業のスケジュール案について、多摩市の将来的な人口推計・児童推計について、こちらを教育委員会のほうからご説明をさせていただいた後、意見交換をしたところである。

当日出た主な意見が2番のところに入れさせていただいている。学校のシンボルになる蜂の巣校舎、メタセコイアに関して、子どもの安心安全に対するご意見、実際に建て替えをしていくに当たってはどのような形で進めていくのか、そういったところのご意見をいただいたところである。1回目は1時間半で終えたところなのだが、2回目、3回目、4回目ということで予定をさせていただいている。

直近では、次回、来月1月21日土曜日午後1時から多摩第三小学校建替に対する地域の想いと地域で子どもたちを育むための学校施設について、こういったところで皆様のご意見をいただくと。保護者さんであり、地域の方、同じテーマで見てもいろいろなご意見があると思う。そういったところを同じ場で共有するのがすごく大事かなと思っているので、そんな立てつけで進めていきたい。3回目のところでは構想の素案、そちらを出す。そのの

ところでは児童のアンケートを並行して、学校を通じてお願いしている。あと低学年には絵を描いていただくというところで、そちらのところの展示も含めて第3回、2月11日のところではしていきながら、その後、基本構想の案を教育委員会で決定し、第4回、年度が変わったところで地域の方々にご報告をしていく、そのような形で進めていきたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 次に、行きたい。

次は、12番、都指定史跡用地に関する申し出についてである。

齊藤社会教育・文化財担当課長 それでは、協議会の資料12をご覧ください。都指定史跡用地に関する申し出についてである。

9月の協議会でもご報告させていただいた都指定史跡「稻荷塚古墳」、多摩市百草にある。こちらの氏子の皆様から、管理が難しくなってきたというお申し出を受け、市のほうで寄附を受ける前提でこれまで準備を進めてきた。

9月の協議会以後、10月28日に、氏子の皆様から寄附申請書を頂戴して、現在、年内に移転登記の実行ができるよう手続を進めているというものである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしということで、次に行きたい。

13番の旧多摩聖蹟記念館の内部塗装工事に伴う休館について。

齊藤社会教育・文化財担当課長 それでは、説明させていただく。協議会資料13をご覧ください。

旧多摩聖蹟記念館の内部塗装工事に伴う休館について。こちらも9月の協議会で予定ということでお知らせさせていただいたものであるが、12月1日から工事に入ったということで、現在、旧多摩聖蹟記念館のほうは見学できないというか、休館ということで対応させていただいている。

休館期間であるが、年明け2月28日までということで、工事については2月24日までで終わらせて開館準備、そして3月1日から開館というところ

ここで、今後作業を含めて進めていきたいと考えている。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次に行きたい。

次は14番、令和4年度小学校水泳指導外部委託事業の試行に関する検証についてである。

細谷教育部参事 それでは、令和4年度小学校水泳指導外部委託事業の試行に関する検証について、ご報告をする。

本事業については、令和4年度は小学校全17校において、市内3つの施設を利用し、試行実施を行っているところである。令和3年度は、外部施設から徒歩圏の学校のみを選定したのだから、外部施設への移動は徒歩のみだったが、令和4年度は、貸切りバスによる移動を必要とする学校10校を含む試行となっている。

試行実施に当たり、各校には資料1の項番の1、検証の方法のところに書かれている7つの観点で検証を依頼している。今回中間報告としてご報告するのは、11月上旬までに試行実施を終了した6校の検証結果となる。試行の結果だが、7つの観点についておおむね良好な結果となっている。

課題についても事業者との綿密な打合せ、また、実施の上でのちょっとした工夫によって、解決できるものと考えているところである。本格実施に向け、残る学校の検証についても行っていきたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 検証方法の下のところ、米印で「子供たちの生の声」を把握するためにというところがあるが、まだ終わってないところもあるが、終わったところで実際子どもたち、どのような声が届いているか伺いたい。

細谷教育部参事 それでは、「子供たちの生の声」というところである。一番子どもたちから大きかったところとしては、シャワーについて、大変この冷たいシャワーは、俗に地獄のシャワーなんて子どもたちは申しているが、これがなくなって温かくてとてもよかったであるとか、よくプールの中には虫が浮いている。これはしっかり教員も取っているが、それでも取り切れない部分などがある。そういうようなものがなく、きれいな水で泳げたのがとてもうれしか

ったというような声が届いている。実際に、そのためかどうか分からないが、見学者も減っているというような記録も出ておるところである。

また、それ以外にも、やはり少人数で実施したことにより、その指導員から直接すぐに評価の言葉が上手だったよとか、ここがうまくできてたよと返ってくるということで、とてもやる気になったと、そのような報告とか、声も届いているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 これは学校側のほうでの検証のあれだと思うが、逆に事業者側からの何か意見などをまとめたものとかというのはあるのだろうか。

細谷教育部参事 事業者からの意見ということだが、これまで事業者にも打合せのたびに何か意見とかそういうものについては、直接口頭によって伺っているところだが、特段大きな事業実施上の課題というようなものは上がってきてないところである。また、ここで全ての検証とか、試行が終わったところで、改めてそのような会を設けて、事業者からも意見を伺っていきたいと考えている。

大野委員 他市から、こういったことについてのお問い合わせというのはあるか。

細谷教育部参事 これは多摩市がおそらく全都に先駆けて実施したというところもあって、かなり注目をされている事業であるなど感じているところである。これまでも近隣市を含め、何市か実際に視察という形で受入れをしているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、次に行きたい。

次は15番、ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果についてである。

室井教育協働担当課長 協議会15の案件、ICT機器と健康に関するアンケート調査の集計結果について説明をさせていただきます。

本案件等については、GIGAスクール構想での1人1台タブレットの活用開始をした令和3年度から年2回実施を始め、今回は、今年度の前期分、累計で3回目のアンケートの集計結果となる。前2回と全体的には特段

大きな変化はないと捉えているが、比較的变化が大きめにあったところについて少しご説明をさせていただく。

資料の2ページ、第1問の学校以外のスマートフォン等の使用時間について、1時間未満とする回答、青色の帯の部分が前回、前々回に比べると少し減っていて、学校外でのICT機器の使用が少しずつ広がっている要素と捉えている。その下、第3問の睡眠時間では、7時間や8時間以上の睡眠が取れているとした回答、緑とオレンジの帯のラインところがふえている状況である。

第4問から第8問では、ICT機器を使用した授業の見やすさやわかりやすさなどについての問いになるが、見やすい、わかりやすいといった回答、オレンジの帯の部分が回を追うごとにふえている状況である。

4ページになるが、第9問のタブレット端末を正しい姿勢等で使っているかの問いでは、前回報告データと大きく変わりなく、できなかった、あまりできなかったとの回答割合が一定数あり、適切な使用に関する指導や情報の共有を継続的にしていく必要があることを認識をしている。

このアンケート結果については学校とも共有をして、今後のICT機器の活用であったり、児童・生徒への指導、健康に配慮した使用等に向けて生かしてまいりたい。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 市内の小・中学校に向けてアンケートを行っているということなのだが、例えば小学校1年生とか、学年別では何も差もなく、こういった状況、こういった結果と認識してよろしいだろうか。

室井教育協働担当課長 私ども事務局のほうでは全体の集計あるいは学校ごとの集計、特に差が大きかったところについて、学校ごとの集計を見ながらというところまではやっているが、学年ごとの集計というところまで事務局のほうでは確認はできていないところである。

岸田委員 小学校1年生を伺ったのは、1年生になって大体の子はタブレットを本格的に使い始めるのは初めてだろうというところで、授業中のわかりやすさとかというのに差があるのかというのがちょっと気になったもので、質問させていただいたというところである。

三階委員長 ほかには質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次に行きたいと思う。

16番、不登校に関する講演会についてである。

室井教育協働担当課長 それでは、次に協議会16の案件、不登校に関する講演会について説明をさせていただく。

不登校特例校の開設を目指している中で、意識の醸成と不登校に関する理解促進の機会として、永山公民館と共催をし、「不登校について知る」と題した講演会を開催する。

講師は、相馬誠一氏で、東京家政大学名誉教授であり、さいたま市の心のサポート推進事業に係る推進委員会の座長も務めていらっしゃる方となる。開催は来年1月15日日曜日午後2時から4時で、永山公民館のベルブホールで行う。

三階委員長 説明が終わった。質疑はないか。特にないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 17番は、先ほど議決の件もあったので、これにて協議会を終わりたい。

(協議会終了)

午後 2時35分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時35分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

三 階 道 雄